

# 令和4年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和4年6月16日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	川 内 和 哉
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認（令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 5 回））
- 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認（令和 3 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 回））
- 第 8 承認第 4 号 専決処分の承認（令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回））
- 第 9 承認第 5 号 専決処分の承認（令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 10 承認第 6 号 専決処分の承認（令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 3 回））
- 第 11 承認第 7 号 専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 12 承認第 8 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

( 1 0 : 0 0 )

**議**            **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和4年6月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議**            **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、毛利喜信議員及び初手安幸議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

**議**            **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から明日の6月17日までの2日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの2日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議**            **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

### 日程第3 諸般の報告

**議**            **長** 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る、3月28日「令和4年度東彼地区保健福祉組合議会定例会」が開

かれ、令和3年度一般会計補正ほか条例の一部改正5件、令和4年度一般会計予算の審査を行い、いずれも可決をしております。

次に、4月8日「東彼杵郡議長会定期総会」が東彼杵町で開かれ、令和3年度事業経過報告並びに決算報告、令和4年度事業計画及び予算の決定と県町村議会議長会主催の研修会への参加や郡内全議員による研修会等の実施予定を確認をしております。

次に、5月23日「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」「長崎県空港活性化推進協議会」「長崎上海航路利用促進協議会」の令和4年度合同総会が長崎市で開催されました。それぞれの会の令和3年度事業報告、決算及び令和4年度事業計画、予算の承認・決定と、「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」では、九州新幹線（西九州ルート）の開業及び整備促進に係る決議を行っております。

次に、6月2日「東彼杵道路建設促進期成会」の令和4年度総会が佐世保市で開催をされ、東彼杵道路の経過報告や令和3年度の決算及び事業報告並びに令和4年度の予算及び事業計画を決定いたしました。また、東彼杵道路の早期事業化、国道205号川棚医療センター入り口交差点改良の早期完成など6項目の要望決議を行っております。

次に、6月12日「西九州自動車道建設促進大会」が佐々町文化会館で開催され、工事の進捗状況報告のほかそれぞれの区間の早期完成、佐々インターチェンジから武雄南インターチェンジ間の4車線化の整備促進、早期着手等の要望決議を行いました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布をした「議長諸報告」が3月定例会以降、私が主に出席をした会議等であります。

そのほか、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、3月実施分、4月実施分、5月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。

また、本定例会までに受理しました陳情4件については、配布にとどめ、既に配布済であります。ご了承をお願いいたします。以上で、私の諸報告といたします。

#### 日程第4 行政報告

**議** **長** 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

なお、行政報告終了後引き続き、来るべき町長選挙への対応についての発言の申出がありましたので、併せて許可をいたします。町長。

**町** **長** 皆様、おはようございます。本日ここに、令和4年川棚町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、まずはじめに行政報告を2点させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、長崎県内では、1月下旬から感染者数が急増し、2月1日に一日当たりの感染者が700名に達し、その後もそれまでにない感染者数が連日確認されておりましたが、ようやく緩やかな減少傾向となっております。

本町におきましても、5月の連休明けから感染者数が急増し、6月4日には感染者数の累計が600人を超えたところであります。

現在、長崎県感染症情報センターが公表している週ごとの感染症発生状況によりますと、年代別の感染者数は10歳未満及び10歳代の占める割合が高く、年齢が高くなるほど感染者数の割合が低くなっております。

このことは、感染リスクが高いとされている高齢者から優先的にワクチン接種を進めてきており、若年層のワクチン接種時期が遅くなったことも大きな要因ではないかと、このように推測をいたしております。

なお、これまでの本町におけるワクチン接種につきましては、町内の医師会の先生方のご協力により、順調に接種が進み、公会堂において実施をしておりました集団接種は5月28日をもって一旦終了し、現在4回目の追加接種の開始に向けて準備を進めているところであります。

また、6月4日から、5歳から11歳の子どもも対象とした集団接種会場を役場庁舎内に設けワクチン接種を進めております。

これまでのワクチン接種の状況につきましては、6月6日時点で、5歳以上の町民の1回目のワクチン接種者は、1万1,211人で、対象者数に対する接種率は86.1パーセント、2回目のワクチン接種者は1万1,03

3人で接種率は84.7パーセント、12歳以上の3回目のワクチン接種者は9,044人で接種率は74パーセントに達しております。

また、4回目のワクチン接種につきましては、対象者が60歳以上の者と、基礎疾患を有する59歳以下の者となっております。

本町では、高齢者施設の入所者等の接種を6月18日から6月30日までの間に実施をいたしまして、7月2日から集団接種を開始する予定で準備を進めております。

接種日につきましては、3回目の接種日を基に町であらかじめ日程調整を行い、期日を指定して対象者にご案内することにしており、前回と同様に予約手続きの簡素化を図りたいと考えております。

接種券につきましては、予約日のお知らせを同封し、接種予定日の2週間前には、ご本人のお手元に届くよう順次発送する準備を進めております。

町民の皆様方には、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊につきましては、4月1日付けで新たに1名の隊員を採用し、活動を行っていただいております。

採用した大山直昭くんは、北松佐々町出身で、現在は、大阪府にあるデザイン会社の役員を務めておられますが、それと並行して、委託契約による地域おこし協力隊員として、本町で活動をしていただいております。

志望の動機といたしましては、「外から本県を見つめるうちに、ふるさとである長崎県内で仕事をし、地域に貢献したいと思うようになり、学生時代に何度か訪れた、ここ川棚町で地域おこし協力隊の募集があつてを知り、応募した」とのことです。

現在、企画財政課に新設をいたしましたふるさと広報係において、主にふるさと納税の推進に取り組んでいただいておりますが、本町の課題であるふるさと納税の拡大に向け、まずは町内の事業者の声を聞きたいと、精力的に事業所訪問を行っているところであります。

また、6月29日には、町内事業者を対象として、ふるさと納税返礼品の拡大を図るため「第1回ふるさと納税キックオフ集会」を企画しており、事業者の横のつながりを強化させ、ふるさと納税をきっかけに町全体を盛り上

げようと、目標に向かって活動をされているところであり、その活躍に期待をしているところでもあります。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会における行政からの提出議案等ではありますが、専決処分報告2件、承認7件、令和4年度補正予算2件、条例の一部改正2件、その他4件であります。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど議長からお許しをいただきましたので、この場をお借りし、次期町長選挙への対応について、私の所信を述べさせていただきますと存じます。

私は平成22年9月の町長就任以来、3期12年にわたり、町政のかじ取り役という重責を担わせていただき、町政の発展と住民福祉の向上を図るため、全力で取り組んできたところでもあります。

この間大きな混乱もなく今日を迎えることができましたのも、ひとえに議会をはじめ町民皆様方の温かいご支援とご協力のたまものでありまして、改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

そのような中、去る3月議会では4期目の出馬についての一般質問をいただいたところでありましたが、その当時は令和3年度の年度末を控え、多くの課題を掲げており、その課題解決のため全力で取り組んでいたところでありまして、まだ具体的には検討していない旨の答弁をさせていただきました。

その後、議会におきましては、新年度予算を原案どおりご決定いただき、心配をしておりました仮庁舎からの移転作業や新庁舎での業務につきましても大きな混乱もなく順調に進めることができ、令和4年度もスムーズにスタートすることができたところでもあります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、新たな変異株などにより、なかなか収束の兆しが見えない中、町民の皆様方の命と健康を守るため、予防ワクチンの接種に全力で取り組んでまいりましたが、おかげさまで医師会の先生方のご協力により、これまで順調に進めることができているところでもあります。

そこで、私の任期もいよいよあと3か月となりましたので、私の考えを



はっきり町民の皆様方にお示しする時期にきたものと判断をいたしました。

今、県内では西九州新幹線の開業やI R誘致をはじめ、アフターコロナ、ウィズコロナに向けた取組が進められております。加えて、A I、I o Tなどの新技術を駆使したS o c i e t y 5 . 0の実現や、自治体をはじめ社会経済のデジタル化、グリーン化に向けた流れが今後更に加速し、時代は大きな変革期に差し掛かっているものと、このように認識をいたしております。

このような変革の時期に当たり、町政の発展を持続的なものにするためには、時代の潮流を的確に捉え、先進的な技術や発想を積極的に取り入れ、新たな価値や魅力をつくり出していくことが重要となってまいります。そこにはやはり豊富な行政経験も必要不可欠ではないかと、このように考えているところであります。

そのような中、多くの町民皆様方から、引き続き町政のかじ取り役をするようにとのご意見をたくさんいただいているところであります。

そこで、改めて初心に立ち返り、これまで取り組んできた多くの成果とともに、新たな課題や現在道半ばの取組をしっかりと解決し、町民の皆様方にお示しし、新しいまちをつくっていくことが私に与えられた責務ではないかとの考えに至り、来るべき町長選挙に4期目を目指して再出馬することを決意した次第であります。どうか、議会をはじめ、町民皆様方には私の思いをご理解いただき、今後ともご指導ご支援を賜りますよう、心からお願いいたします。以上でございます。

**議 長** これで行政報告及び町長からの発言の申出を終わります。

( 1 0 : 1 8 )

## 日程第5 一般質問

**議 長** 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は3人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、田口一信議員。

**8 番 田 口** 議席番号8番、田口一信です。1項目質問いたします。質問事項は自転車利用者への交通安全教育についてということでございます。

最近、町内でも自転車の事故が多いように思われます。まあ全国的に多く

なっておるのではないかと思います。自転車と自動車との事故の場合には、自動車側に過失割合が多いというふうに判断されるのがほとんどと思われるわけですが、その事故の要因というものを考えた場合には、自転車側にもその要因があるのではないかとと思われるケースがあると思います。そしてさらにその事故というか、さらにそのなぜそういうふうに事故というような状況になったかというその要素を考えた場合には、自動車を運転している自動車側の方は道路交通法をきちんと勉強して、自動車学校とか行って免許を取得しているというのに対して、自転車の方はまだ免許を持たない小中高生、あるいは免許を持っていない高齢者、こういうような人たちがあるわけで、道路交通法令をきちんと頭に入れていないというような要素もあると思われま

すが、自転車の事故を減らすためには、自転車の利用者に対して、交通法規などをきちんと理解をしてもらうように教育を十分にする必要があるのではないかと、私には考えております。

そしてこれは、道路交通法といえば警察の所管になりますけれども、そういった教育については警察だけの仕事に委ねるのでなくて、町としても取り組むべきことではないかと考えております。そこで、次の3点を尋ねます。

1点目は、小中高生に対しての自転車利用時の交通安全教育についてはどう考えどのように実施しているのかということです。

2点目は、町民一般に対して、特に高齢者の自転車利用時の交通安全教育について、どのように考え、どのようにしているのかということでございます。

それから3点目ですけれども、中央公園内に交通公園があります。厳密に言うと看板には「中央公園交通広場」と書いてございますが、その中央公園内の交通広場はあまり使われていないようですけれども、その交通広場としては交通安全教育としてあんまり使われていないようですけれども、まあ使われていないなら使われていないでほかのあり方があり得るのではないかと思いますので、その交通広場の部分のあり方について、どう考えるかということをお聞きいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長。

町 長 田口議員の自転車利用者への交通安全教育についてのご質問

にお答えいたします。ただいま、3件のご質問をいただきましたので、1番目につきましては、このあと教育長から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

私の方から、2番目のご質問でございます「町民一般、特に高齢者の自転車利用時の交通安全教育について、どう考えるか」についてお答えをいたします。

自転車利用者の交通安全教育につきましては、令和3年度から7年度までの5か年度の交通安全計画を定めた第11次長崎県交通安全計画において、「自転車利用者につきましては、自転車の交通ルールに関する理解が不十分であることも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図ることが重要である」と、このような記載があり、交通安全対策の課題の一つであると、このように認識をいたしております。

田口議員からは、「警察だけの仕事に委ねるのではなく、町としても取り組むべきことではないか」とのご提言をいただいたところでありますが、交通安全教育は、身体の安全や生命に関わるだけに、やはり交通安全対策についての十分な知識と経験、さらに講習技能を有する専門家による講習等が必要であると、このように考えております。

したがって、取り組んでいく場合には、本町の交通安全担当部署である総務課から川棚警察署交通課及び川棚地区交通安全協会へお願いをし、協力をいただきながら取り組むこととなろうかと、このように思います。

また、高齢者を対象とする場合は、その受け皿として老人クラブ連合会の協力が必要になると思われまので、老人クラブ連合会から自転車利用時の交通安全教育の必要性や交通安全対策としての優先順序についてご意見を聞きながら、どのように対応していくか今後検討してまいりたいと、このように考えております。

現在、高齢者の交通安全対策は、高齢者人口の増加に対応するため、従来にはない取組が求められております。高齢者が運転者として交通事故の加害者とならないような対策、逆に歩行者として交通事故に遭わないような対策など、総合的な対策により、全体として高齢者の交通事故の発生をいかに防いでいくかが重要であると、このように考えております。

次に3番目のご質問にお答えをいたします。

中央公園内の交通広場は、子どもたちに交通の安全とマナーを学んでもらうことや、町民の皆様の憩いの場として使ってもらえるよう、昭和63年3月に設置をしたものであります。

利用内容といたしましては、自転車講習会の開催や、親子で自転車運転の練習が行われているようであります。

交通広場内における自転車講習会としての交通安全教育の開催は、年に2回川棚小学校の児童を対象として、交通安全協会の協力を受けて実施するために施設の利用がなされておるようですが、過去2年間につきましては、コロナウイルス感染症の蔓延により開催が行えなかったようであります。

確かに田口議員からのご指摘がありますように、交通広場における自転車の交通安全教育の場としての利用頻度は少ない状況であります。自転車で乗るようになったばかりの子どもたちが、親子で自由に自転車の練習を行うこともできる施設であります。

また、交通広場内には、遊具施設も備えておりまして、園路を含めて安全に遊べる場所にもなっております。そのほかにも交通広場の花壇には、老人クラブの活動として花苗を支給し、地区ごとに花壇を管理していただいている場所となっており、各地区の高齢者の方が集える場所にもなっております。このような施設は町内にはほかにありませんので、町といたしましては、この施設をそのまま維持管理をしていきたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 私からは、①の「小中高校生に対しての自転車利用時の交通安全教育」についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の中にある高校生への対応につきましては、町教育委員会が高等学校での教育活動には関わることがないことから、小中学校に関してのみお答えいたしますので、ご理解をお願いいたします。

ご指摘のように児童生徒の自転車利用時の事故、また歩行時の道路への飛び出し事故等が毎年のように発生しております。川棚町におきましても平成7年及び平成20年には自転車利用時に自動車にはねられて死亡するという痛ましい事故も起こっています。

そこで、各学校では過去の発生事故を風化させることなく、二度と悲惨な

交通事故が発生しないよう、交通安全教育に努めています。

具体的に小中学校での交通安全教育についての事例をあげますと、各小学校では多少の違いはありますが、3年生以下の児童に対しては歩行者としての交通ルールを中心に交通安全教室を実施しています。自転車の利用についてはPTAとの申合せにより、公道では乗らないようにしており、広場等でヘルメットを着用して、自転車の練習を行うように指導しているところです。

4年生以上の児童に対しては例年、川棚警察署、川棚地区交通安全協会及びPTA等の協力を得て、実際に自転車に乗車しての指導による自転車安全教室を実施しています。また、これに併せて使用している自転車の安全点検を実施している学校もあります。この教室を受講した児童は受講証をもらい、保護者の判断により公道でも自転車に乗ってよいことになっています。

なお、この2年間は町長の発言にもありましたけど、コロナ禍により、自転車安全教室が十分に実施できず、DVD視聴等による安全教室の実施となりましたが、今年度は各小学校ともに自転車安全教室を計画しております。

5月12日には石木小学校が交通安全教室と4年生に自転車安全教室を実施しました。小串小学校でも6月19日に自転車安全教室を実施し、実技講習と自転車の点検を行うよう計画しています。また、日常的には生活指導主任を中心に交通安全指導及びヘルメット着用、二人乗り禁止等の自転車の乗り方の指導に努めています。加えて、夏休みや冬休みの長期休業に入る前には、休業中の生活心得に自転車利用時の注意や歩行者としての交通ルールの遵守を指導しております。

次に、中学校におきましては、毎年度当初に交通安全教室を実施しています。交通ルールを踏まえた自転車の乗り方やマナー等の遵守、ヘルメットの着用等の指導に加え、自転車通学の生徒には学期毎に自転車の安全点検を実施しているところです。また、小学校と同じように、夏休みや冬休みの長期休業に入る前には生活心得に自転車利用時の注意や歩行者の交通ルールの遵守を記載しており、生徒への指導はもとより保護者に対しても交通安全に関心や意識をもっていただくよう努めているところです。

以上のように、町内各小中学校とも、交通安全の指導を年間指導計画に位置付けて実施をしているところであり、教育委員会としましても、今後も子

どもたちのかけがえのない命を守るため、学校及び関係機関と連携し、安全教育の推進に努めていく所存であります。以上で私の答弁とさせていただきます。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** 最初に町長の発言の中にも自転車利用者の中には交通ルールの理解が不十分な要素があるというような、県の計画の中でのことでしょうか、そのような認識が示されたと思います。

それで、専門的なより詳しい人に聞いてみると、自転車対自動車という事故では、交差点における事故が特に多いというようなことでございます。もうちょっと具体的に言うと少し長くなりますが、交差点での事故がどのようなケースになるのかというのを話をしたいのですけれども、交差点というと、一般的に思い浮かべるよりは、ここの役場内の交差点を思い浮かべながら話をしたいと思いますが、自動車の方が江川橋の方からこの交差点に入ってきて、左折して公会堂方面に行くという、そういう車は結構多いと思います。それで、自転車は歩道を走ることがよくあるんですけれども、第二別館前の歩道を上組方面に向かって走る車、すなわち進行方向に向かって右側の歩道を走っている自転車があるとします。その自転車がいづみ美容室の前に来たときに道路を横断しようとして、この役場庁舎側に向けて横断しようとしています。そうしますと、車が左折しようとしている。信号は青です。で、自転車が庁舎側に横断しようとしている。信号は青なんですよ。で、そこでぶつかると、そのようなケースというものが多いらしいです。交差点の車が左折しようとしていて、そこで横断歩道にいる車と自転車とぶつかるというケースですね。あるいはもう一つ似たようなケースは、今度は逆に江川橋の方から走ってきて、波佐見方面へ右折しようとする車がいるとして、そしてはるみ家電の前の歩道を自転車が下に向けて走ってきて、そして交差点にかかった途端に駅方面へ向かおうとして道路を渡ろうとする。どちらも信号は青なんですよ。それでぶつかるというケースが多いようであります。で、実はこれで大抵の場合には車側は前方注意義務違反というふうなことで、まあ要素が、過失が大きく認められますけれども、実は自転車側も歩道を走ってきて、横断歩道にそのまま乗り入れるのはよくないわけです。横断歩道の手前で止まって、降りて、歩行者として歩いて渡らないといけないはずなんです

よね。それをしないで直に走ってくるから事故が多いということになるわけで、その自転車側が降りて歩行者として渡らなければならないということは道路交通法で決まっておりますのでね、ある意味それは法令違反になるわけです。自転車側が。で、もうちょっとこの要素をもう少し考えてみると、両方青だということで、自分の方の青にだけ気を取られているという原因が一つあると思います。それからもう一つは、自動車側は交差点に入ったときに当然横断歩道に歩行者がいないかどうか、安全を確認して誰もいないと思って交差点を進むわけですけれども、自動車が安全を確認した時点では先ほどの第二別館前ですけど、自転車は歩行者よりかなり早いから、まだ自動車側が安全確認したときには10メートルも20メートルも手前の方、その交差点にかかっていない位置にあるというふうに思われます。あるいは右折車とはるみ家電のまだもっと向こうの方の歩道を走っているかもしれない。それが1秒か2秒か車が進んでいるうちに自転車が近づいてきて横断歩道に入ってくるというような要素があるので、なかなか自動車側も安全確認をしたのになぜという感じになるという要素があると思います。そのように非常に法令的なこと、あるいはその実際のその車と自転車との動きの具合、こういったものをきちっと自動車側の人にも自転車の人にもわかっていただいて交通してもらわないと、事故が起きるということになるわけです。だから私はこの非常に自転車関係の交通法令的な、詳しい交通安全教育というのは非常に必要であるというふうなことを思っておるわけでございます。

それでちょっと1点聞きたいのは、今、自転車が歩道を通行することを言いましたけども、原則は自転車は車両ですから、車道を左側を通行するというのが原則なんですけど、指定されたところは歩道通行可という標識があれば通行可能であるというふうに言われておりますが、しかしそういう標識のないところも結構自転車が走っていると思うんですけれども、町内の歩道通行可の路線といたしますか、自転車が歩道通行可となっている区間はどのような区間なのか。全面的なのか、それともある一部だけなのかと、そこら辺はどのようなになっているのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** お答えしますが、そのような自転車の通行に関する把握は現在しておりません。以上です。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。町の方で把握しておられないくらいだから、当然町民も把握していないわけだから、そもそもだからその法令が徹底していないということなんですよね、町民に。まあ子どもも含めてですけど。だからそういったのをきちっとやっぱり把握する必要があると。まあ町民全体もそういったものが何がどうなっているのか。子どもだけじゃないと思います。大人も把握した上で、子どもたちに指導をするということも必要だと思えます。それで、今、学校の方でも自転車講習会などというような、実施されているというようなことが答弁がありましたけれども、そういった講習会などを実施するためには、そのための時間も必要ですし、4年生以上って一度に一遍にっていうことのようなのだと思いますが、もう少し学年別とか、クラス別とかいうふうなことをする必要があるんじゃないかと思いますが、現在行われているそういった教育については、生徒たちと大人と両方聞きますけども、時間とか、あるいはその予算的な費用とか、あるいはそれに携わってくださる人材とか、そういったものについては十分なものになっているというふうな考えでありますでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。ただいまのご質問にお答えいたします。学校教育の立場から答弁したいと思いますけど、年に大体2回どの学校も交通安全教室というのを実施いたします。小学校45分ですね、中学校大体50分、警察署の交通指導員の方、そして交通安全協会の方からいろんな場面を設定しながら実施しております。具体的には運動場に道路のラインを引いて横断歩道、そして交通安全協会の方から実際に信号機を持ってきてもらって、横断歩道の渡り方とか、自転車を持ってきて自転車で左折するときにはどうするんだよとか、右折するときにはどうするんだよという具体的なことを子どもたちに伝えていきます。

そしてまた講習会についてですけど、4年生、もうこれは伝統的に川棚町の伝統としてもう3年生までには道路を運転してはいけないと、自転車に乗ってはいけないというのが川棚町の伝統になっております。そして4年生になったら子どもたちはいよいよ道路で乗れるんだということで、それまでに一所懸命広場とか、運動場も自転車乗り入れ可としておりますので、そこ



で練習しながら自転車の交通技術を高めているわけですが、もちろん交通公園、あそこでもたくさん練習していると思っております。そして、その講習を受けて、実技テストと筆記試験も実施しております。日曜日に大体PTAと職員と出てきて、交通安全協会の方も協力してもらって、そういった実技テスト等、講習、テストをしておりますので、それまでに学校の方でも自転車の乗り方の勉強も子どもたちにしますし、職員もそれにそのような指導を交通安全のルールを覚えるような、マナーを覚えるような指導もしております。それに合格しないと子どもたちは免許証みたいなことで捉えていますけど、もらえないという、一応原則になっています。ただ、その講習会を受けたらよっぽどのことがない限り講習の受講証というのをもらいますので、それを自転車に付けて講習済みというのを、かまぼこ板みたいなのに住所と名前を書いて、ヘルメットを被って公道を乗ってもいいよということで許可をしているということで、非常に川棚町では厳しくそういったことになっています。子どもたち同士もそういった認識ですので、受講していない子どもがいたら、あんたもうそういった受講していないのに乗って駄目たいねみたいなことで子ども同士注意し合うような感じだと思います。ですから、交通安全に関してのそういったルール、マナーというのは全ての子どもたちが十分認識しているかといったらまあわかりませんが、川棚町においては少なくとも他の市町と比べても、非常に力を入れて取り組んでいるところで、ご理解をしていただければと思っております。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** 念のため聞きますが、今、子どもたちに渡される講習の受講証というのはどこが発行されるのでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はっきりとした記憶はないですけど、PTAと一緒にやっておりますので、何か印鑑押したのをこう渡していたような気はするんですけど、また後日調べてお伝えしたいと思っております。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** そういった講習などには警察署及び交通安全協会という方からおいでになって講習がなされていると思いますけども、より詳しいといえますか、交通安全協会の指導員の方たちはまだ若いと思うんですけども、よ

り交通法令なんかにより詳しい人は、自動車学校の教員ではないかと思えますけれども、そういった自動車学校の教員さんなんかも来てくださって頼んで、それで詳しいそういった法令関係とかの詳しい話をしてもらおうということも価値があるのではないかと思いますけどもいかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。田口議員の今のご質問にお答えいたします。確かに自動車学校の先生方というのはプロですので詳しいと思います。ただ、民間の方ですので、来ていただくということになってきますと、もう細かいこと言うようですけど、そこには謝金というのが発生すると思いますので、やっぱり法の番人である警察の方々をお招きして、そして交通安全協会の方々もそれなりに熟知されておりますので、また、毎朝の交通安全指導とかにも携わっていただいておりますので、より身近な存在として警察の方々、交通安全協会の方々というのは子どもたちも認識しておりますので、そういった中で受講をお願いしているという状況だと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 先ほど講習について時間的なこと、費用的なこと、そして人材って言いましたけども、その費用というのは当然謝金のこととかも入っているわけですけど、まあ総合的に考えて必要な時間を使い、必要な予算を使い、より充実した効率的な研修をという意味で言ったわけです。今、自動車学校の教員さんのことを言ったのはそういうことでもありますので、一つの検討材料として考えていただければいいんじゃないかと思えます。

それですとね、特に高齢者関係なんですけども、今年の5月13日からでしょうか、道路交通法が改正になって、75歳以上の方の免許更新時の更新時の検査ですか、運転技能検査というものが厳しくなったみたいなんです。全員にするわけではないんですけども、違反歴のある人などは運転技能検査というものをまず受けないと、その更新時の講習が受けられないと。しかもその運転技能検査に合格しないと次の高齢者講習を受けるところに進めないというような状況になっているのだそうです。ので、結局これは実質的に高齢者の免許更新をしにくくして、免許を持っている人から取り上げるというわけにはいかんでしょうから、更新時に厳しくして、高齢者の運転者を減らしていこうという政策になっているのではないかなというふうなことを

思います。ので、結局その講習を受けてもまた認知症であると認定されれば免許が取り消されるということになるんですけども、まあ今後は結局免許更新が厳しくなるということによって、自動車を運転しない高齢者が増えるわけです。で、免許の返納も推奨していますから、高齢者で免許を持たないという方が今後は増えると思います。そうした場合には、先ほど言いましたように、高齢者で自転車に乗る人が増えてくるということが予測されるわけです。免許を持たないから自転車を利用しようと、日常生活は。ということになってくると。しかも高齢者で、しかも認知症気味的な人たちが自転車に乗るケースが増えるってなると、これまた大変だなというふうなことを思われるんですけども、だから、高齢者の教育っていうんですか、高齢者の自転車利用者の安全対策っていうのはこれから特に重要になると思うんですけども、その教育の取組として、先ほど答弁はありましたが、より充実が必要なのではないかという観点から、再度質問いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい。田口議員がおっしゃった高齢者の免許の更新の厳格化については、ちょっとその交通行政の所管ではありませんので、ちょっとお答えは差し控えたいと思いますが、自動車を運転できない高齢者が増えると自転車の方が増えるというご指摘なんですけれども、ただ一般的に言いますと、もう運転免許の更新をできない方はもう自転車にも乗っていただかない方がいいのではないかなというのが私の率直な感想であります。

で、先日6月13日に高齢者向けの「「おっと危ない」講習会」というものが公民館の方でありまして、それに私も参加をしてまいりました。この「高齢者「おっと危ない」講習会」と申しますのが、県においても高齢者の交通事故防止、これに非常に力を入れております。過去5年間で交通死亡事故に占める高齢者の割合が過去5年中7割を超えたのが3年間ございまして、やはりこの高齢者の交通事故防止をいかに少なくするか、これは大きな課題であります。その一環として、高齢者向けの講習会を県においては、これは警察だけではありませんで、県の交通安全対策課、そして地元の警察署、それと各市町の行政、これが一体となって進めているのが「おっと危ない講習会」というものであります。その中でやはり特に高齢者に特化した安全教育というものがなされておりました、ドライブシミュレーターを使いま

して、運転者の立場としての交通安全の注意点、どういうケースで事故が起きるのか、そして逆に歩行者としての立場に基づいてシミュレーションをして、交通事故がどういうタイミングと場所において起きやすいのか、こういうのが実際に体験できるという講習であります。

そこで実際に受講者の方の感想を聞きましても非常によかったということです。それで、警察にも聞きましたら、自転車に関しましてはある意味歩行者としての注意点を守っていただければ非常に減少するのではなかろうかと、そういうことであります。その際に配られたパンフレットですね、この「危険な行動」というパンフレットが配られましたけれども、その中でも自転車についての記述があります。ですから、田口議員が最初のご質問の中でありましたように、安全確認をせずにいきなり交差点に進入をするとか、あるいは青信号の交差点にいきなり侵入するとか、いきなり進路を変更するとか、そういう注意点が簡潔によく示されております。そういった講習会がありまして、これが県の3か年事業でありまして、来年までの事業であります。私としましてはやはり高齢者の交通安全教育には、こういった総合的な教育というのが非常に重要だろうと思います。

ですから、議員がおっしゃるような自転車というのは一つの大きな課題でありますけれども、やはり総合的に進めまして、いかにトータルとしての交通事故を少なくするか、これが重要でありますので、私としてはこうした「「おっと危ない」講習会」こういったものに協力をして、多くの方に受講していただいて、高齢者の交通事故防止に努めたいと、そのように考えております。それとそのときに、やはり自転車の関係も老人クラブ連合会の会長さんほか聞いたんですけれども、やはり感想として自転車にむしろ高齢者は乗らなくなっていくということをおっしゃっていましたので、自転車に特化した教育というよりもやはり総合的な交通安全教育が必要ではなかろうかなと、そういうふう感じております。以上です。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** まあ今後の見込みについて少しどうなのかなという感じはありますが、先ほど言われた「「おっと危ない」講習会」は私も最後の20分間だけ参加いたしました。参加予定だったんですけど、こちらの議会の会議があったんで遅れて行きまして、20分だけおりましたが、反射神経のテス

トとか、単なる座学だけではなくて反射度のテストをいろいろなさっていて、なかなか面白いなというふうに思いましたし、そういった講習会をたびたびやっていただくと、だんだんと意識も高まってくるのではないかなと思います。ので、あまり時間ないので、そういった講習会を充実してほしいということだけ申し上げておきます。

中央公園の交通広場についてであります。先ほどの町長答弁はそのまま現状のまま維持管理をするという答弁でありました。それは一つの考えだと思います。で、私がこの質問をしたのは、はっきり言ってあんまり使われていないなというふうなことを思ったのと、で、例えばその中央公園の広場の方を芝生化するのであれば、それに併せて、例えばいろんな試合を呼び込むためにはもういっそのことがらっと造り替えて、あそこに観客席を造るとか、そういうこともあり得るのではないかと思うし、もしあんまり使われていないのであれば、高齢者のスポーツ大会の、例えばペタンク場にするとか、あるいは昨年的一般質問で出ておりましたようにスケートボード場にするとか、いろんな使い方が、ほかの使い方もあり得るのではないかなというふうなことを思ったもので聞いたわけですが、そういったほかの使い方ってということについては、もちろんこの交通安全教育はきちっとしてもらってですよ、で、その交通安全教育をもしほかの場所でもきちっとできる可能性があるのであれば、今の交通公園の部分はほかの形に造り替えてもよいのではないかなということも考えられるのでちょっと聞いたんですけど、そこら辺についてはいかがでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。お答えいたします。交通広場の活用につきましては、確かに議員おっしゃるようにはあまり活用をされている実績はここ2年間あっておりません。そこで、もしこれが必要でなければ、議員おっしゃるようにはほかの活用策もあるんじゃないかということで検討をしてみました。そういった中で、この施設はやっぱりほかにもあまり例がないような交通安全教育をするための施設であるので、やっぱり存続すべきだという結論に達して先ほどの答弁をさせていただきましたので、是非ご理解いただきたいと思えます。

それから、この機会に2点だけ、先ほどの質問に対して補足をさせていた

だきます。

まず、町内のいわゆる道路の歩道が自転車で乗って通行できる箇所があるのかどうかという質問に対しましては、総務課長は把握していないという答弁をいたしました。これは所管が建設課でございますので、町内にはそういった箇所がありますので、具体的に答弁をさせます。

それから、道路法の改正があって、5月13日から施行されたということで、そこに高齢者のいわゆる、一般に言う認知症検査が加わったということでもあります。この件につきましては、高齢者の運転操作ミスによって重大な事故がこれまで発生をいたしております。そういったことから、この高齢者に対する免許証の更新の時期に検査をするというのが導入されたのではないかと思います。決して高齢者に運転をさせないようにというようなことではないと思います。

それから、免許をなくした方が、免許を返納した方が自転車に乗るというようなケースもあるのではないかと思います。これは一般的にやっぱり体幹機能というのが自転車の運転については必要でございますので、体幹機能が高齢になりますとかなり落ちてまいりますので、できれば自転車には乗らないような方向で世の中がいつていければいいのではないかと、このように私は思います。

それでは、具体的に建設課長から答弁をさせます。

**議 長** 建設課長、時間もありませんので、取り急ぎ説明をお願いします。

**建 設 課 長** 田口議員の方から質問がありました、歩行者と自転車が一緒に通行できる場所、自歩道と私ども言っているんですが、この場所につきましては国道205号線、駅前を中心としまして、下組交差点付近まで。あと警察署の前の数石あたりまで。歩道が一部広がっております。それと県道でいきますと、川棚有田線、駅前から江川橋まで。それ以降はちょっと切れているはず。歩道が狭いんです。あと波佐見に向かっていく途中は多分自歩道になっておったと思います。町道でもう1か所あります。町道につきましては上組西部線、これにつきましても山道からの入り口、途中は上組まで今歩道が整備されております。その区間は自歩道となっております。基本的に幅員でいきますと2.5メートルを一つの基準として造って整備され

た場所が自歩道と。警察の看板も出ております。歩行者と自転車が一緒にマークで入っている看板があります。その場所が通行できるようになっております。以上です。

**8 番 田 口** 終わります。

( 1 1 : 0 9 )

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 0 9 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 2 5 )

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、水谷末義議員。

**1 2 番 水 谷** 議席番号 1 2 番、水谷末義です。通告としましては 2 番目でございます。まずはじめに 2 項目について説明しますが、まず最初に今後の財源についてというものと、マイナンバーカードの普及促進について、以上 2 点について質問をします。

まず、1 項目目の今後の財源について質問をします。

行政には長期的な住民サービスの維持、あるいは新たな施策による町の発展が期待されております。その基礎的なものは財源でございますが、そこで、本町の財源について、以下の 3 点についてお尋ねをします。

国の起債残高は約 1, 0 0 0 兆円ということですが、国家予算は令和 4 年度で 1 0 0 兆円をちょっと超えています。日本経済は、コロナとロシアのウクライナ侵攻によって停滞をしておりますが、これは停滞というよりも衰退、あるいは弱くなっているというふうに思えます。そこで、国の税収も増えるとは、現状では思えません。そこで、本町の予算は令和 4 年度予算書では収支とも 6 7 億 2, 7 0 0 万でございますが、その財源の約 3 割、2 1 億 5, 0 0 0 万が国からの地方交付税で賄っております。ほかに、消費税交付金っていいですか、こういう交付金もありますが、今後、地方交付税の減少、これは国債の償還等によって減少も考えられるがどう見ておられるかお尋ねをします。

2 番目としまして、国の基準で交付される地方交付税の減額が生じれば、本町の予算は大変厳しくなり、基金の繰入れによる予算計上が考えられま

す。町の財源は行政運営の柱であり、基金の必要額を現段階でどのように見込んでおられるかお尋ねをします。また、災害など非常時に備えた基金の増額を考えられないかお尋ねをします。

3点目、交付税が減少されると新庁舎建設費あるいは公共事業費等の本町の起債償還にも影響しかねないと考えておりますが、町民の安全安心が継続的に実施されるような計画を準備し、あるいは第6次総合計画目標に対応できるよう基金を準備して今のサービスが提供できるよう影響を最小限に止めるような考えについて尋ねをします。以上、1項目目の質問です。

2項目目、マイナンバーカードの普及促進についてお尋ねをします。

国は、国民健康保険証あるいは国からの年金支給など日本の国内版ということではちょっと話がありましたけども、パスポート的な活用になるのではないかという考えで、マイナンバーカードの作成を推奨しています。特に高齢者はナンバーカードの作成意義がよく理解されていないと私は思っております。同時にその必要性が町民に浸透していないと考えられますが、このことは6月の広報で記載されましたが、町民に対しての活用できる項目、あるいは活用目標っていいですかね、こういう時期等が具体的に広報に載っていない中で、ポイントが得られますよというようなことの宣伝はされておりますけども、もう少し内容の具体性を周知をするような対応がとられないのかどうかをお尋ねをします。以上、壇上で質問をします。

**議** 長 町長。

**町** 長 水谷議員のご質問にお答えいたします。ただいま2項目のご質問をいただきましたので、まず最初の今後の財源についてのご質問にお答えいたします。

「本町の一般会計歳入の約3割を占める地方交付税の動向をどのように見ているか」との質問であります。ここ数年の地方交付税の決算額については、平成30年度から4年間増加傾向でありまして、令和3年度の収入額については、23億7,000万円であり、ここ数年では最高の水準となっております。

増加した主な要因は、令和3年度に算定項目として新設されました地域デジタル社会推進費などです。

なお、地方交付税は、国の税収規模、各自治体の基準財政需要額、基準財



政収入額といった複合的な要素により決定されるため、令和4年度以降を長期的に見通すことは非常に不可能であります。

次に②の「基金の必要額をどの程度見込んでいるか」とのご質問であります。本町の令和4年3月31日現在の基金総額といたしましては、約22億4,200万円の残高がありますが、基金は特定の用途に限定されるものが多く、議員が懸念されている、例えば大規模災害や非常時に備える性質の基金というものは、財政調整基金であります。

なお、本町における財政調整基金の残高は約4億4,200万となっております。

そこで、この必要額をどの程度見込んでいるかのご質問ですが、災害などの規模でその事業費は変わってまいりますので、一概に必要な額をお示しすることは困難と考えております。

なお、自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標である標準財政規模に占める財政調整基金の割合は、本町は10.8パーセントとなっており、平成29年度に総務省が行った調査結果から見ると、全国の市町村と比較し平均的な水準でありました。

このことから、一般財源に対する財政調整基金の規模感としては標準的な水準であると、このように認識をいたしております。

また、「基金の増額は考えられないか」とのご質問ですが、令和3年度におきましては決算見込みに余力が生じたので、3月補正におきまして減債基金に5,000万円、そして今回の専決補正において財政調整基金に5,000万円をそれぞれ積み立てておりますが、今後も努力をしていきたいと、このように考えております。

次に③の「町民の安全安心が継続的に実施できるよう基金を準備するような考えは」とのご質問ですが、本町においては特筆すべき税外収入もなく、他の市町と比較して決算収支に余力がある状況ではないと考えておりますので、余力があるときに可能な範囲で基金へ積立てを行ってまいりたいと考えております。

何より、持続可能な行政運営のためには、基金を含めた歳出・歳入全般の健全な収支バランスを維持することが重要だと考えております。

そのためには、行財政改革の更なる推進、公共施設等の中長期的な維持管

理計画と費用負担の平準化、優先順位を付けた各事業の実施といった歳出面での対策と、一方、町税の収納率の向上、ふるさと納税など税外収入の確保、国・県の交付金、補助金制度の積極的な活用といった歳入面での対策に取り組む必要があります、今後とも引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてのご質問にお答えいたします。

平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布をされ、平成28年1月1日より社会保障・税番号制度が導入をされております。

この社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、行政事務の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であります。

このマイナンバー制度の一つでありますマイナンバーカードは、表面には、持ち主の氏名、住所、生年月日、性別、写真、有効期間が印刷され、裏面には、個人番号、氏名、生年月日が印刷されており、ICチップが埋め込まれております。これらを利用し、個人番号を証明する書類、オンライン申請、身分証明書、また、本町では整備されておきませんが、せんがコンビニなどでの各種証明書の取得などに利用できるものであります。

マイナンバーカードの普及率につきましては、令和4年5月1日現在で、全国の町村では39.8パーセント、長崎県全体では42.6パーセントとなっております、本町では41.7パーセントとなっております。

本町のマイナンバーカード普及促進につきましては、毎週火曜日と木曜日の時間外及び第2、第4日曜日の午前中に開庁して申請受付を行っており、また、地区公民館や事業所、新型コロナウイルスワクチン接種会場にも出向いて申請受付を行っているところであります。

議員ご提案のマイナポイントが得られることの周知であります、今年度、町県民税の納税通知書等の発送の折に、マイナンバーカードの普及促進及びマイナポイントについての周知を図るためのチラシを同封いたしております。また、7月号の広報かわたなでも周知することにしており、今後も各種媒体での広報に努めてまいる所存であります。以上、答弁とさせていただきます。

きます。

**議**            **長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** ちょっと一つ、私がよくわからずにいたのが、減債基金と財政調整基金で大体7億5,000万ぐらいですか。今現在、確か2年度であったと思っておるんですが、これは決算ベースでしかありませんでしたので2年度を活用しておりますけど、確か今年予算ではそのうち5億6,000万ぐらいですか、を繰入れをされて予算編成をされていると思うんですが、この減債基金と財政調整基金、財政調整基金は結構幅広く使えるのかなと思うんですが、減債基金の活用方法についてちょっと私の認識が間違っておればと思ひまして、ちょっとお尋ねをしたいんですが。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。質問にお答えします。減債基金につきましては、まずですね、令和3年度末のまだ決算ベースでなく、あくまで予算ベースにはなりますが、基金の現在高につきましては、財政調整基金につきましては先ほど町長の方から答弁させていただきました4億4,200万円程度、そして減債基金、こちらが4億1,100万円程度ございます。なので、2つの基金合計しますと8億5,400万円程度の残高がございます。そして減債基金の用途につきましては、町債の償還及び町債の適正な管理を行うために、必要な場合において措置ができるというような性質のものになっております。以上です。

**議**            **長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** はい。わかりました。私としましては、基金の各町村が使える、自由に使えるといえますか、こういうものが基本的には3年から5年ぐらいで枯渇しないように対応をしてもらいたいというふうに思っております。それはやはり町民の安全安心、あるいは現在行っている事業、こういうものをやはり推進するには、推進といえますか、維持させていくには、やはりそれぐらいの期間の費用といえますか、こういうものが必要だろうというふうに思います。それと、今年から第6次総合計画にも載っておりますように、いろんな計画目標が今後出てくるだろうと思います。そういうものに対応させるためには、やはり少なくとも3年から5年分ぐらいの、先ほど10.1パーセント程度と言われましたけども、やはりそれからすると6億ぐ

らいかなというふうに思いますが、それくらいはやはりあった方がいいのかなど。で、それを現在の予算ベースからずっと少しずつ食いつぶすと言えはおかしいですが、少しずつ蓄えながら、やはりその目標額を維持されるように、まあできない年もあるかもしれませんが、できるだけそういうふうな考え方で運営をしていただければなど。そうすると町民ももっと安心できるような状況になるのかなというふうに思うんですが、どうでしょう。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。質問にお答えします。まず行政サービスの向上を図るためには、やっぱりそこには財源が必要でございますので、しっかりした財源の確保ということが前提にあるわけでありまして。先ほど壇上で答弁いたしましたように、本町では町税収入以外に特別な財源というのがありません。例えば他町には過疎債とか、あるいは離島の場合はそういった起債が充当できますけれども、本町には残念ながらそういったのがありません。

したがって、いろんな事業をするためには、国・県の補助の対象になるような事業を展開するというようなことで、これまで取り組んできておりまして、一般財源の歳出をできるだけ抑えるようにという取組をいたしております。その結果、おかげさまで大体基金残高全体的には20億をキープをできてきているところであります。そういったことで、今後もそういう努力をしながら財政運営を続けていきたいと思っております。以上でございます。

**議**            **長** 水谷議員。

**1 2 番水谷** 私がですね、どうしてこの基金の方をちょっと質問をするかということになりますと、東彼杵道路建設について、促進関係が出てきます。それで、これは国の事業といいながらも、町村がある程度負担をしないとイケないと思っております。それと、一応計画としてあります水源地周辺整備計画、これについても川棚町が事業主体としてするようになります。そうしますと、どうしても単費がそこに必要になるだろうというふうに思います。そういうものに対応させるためには、どうしてもある程度余裕のある財政運営が必要ではないかということでこの質問をしたわけですが、ここら付近の財源想定っていいですかね、こういうものをどういうふうに考えておられるのかちょっと、今の段階でわかれば答弁をお願いします。

**議**            **長** 町長。

**町長** お答えします。今後の事業として、国におきましては、国道205号のバイパス的な、いわゆる地域高規格道路「東彼杵道路」の計画が進められております。これについては地元、まちの負担があるのではないかと、いうふうなただいまの発言でありましたが、この事業は国の直轄事業として進められる予定でありますので、地元負担というのは生じてこないというふうな現時点では考えております。

また、石木ダムに関係して、水源地域整備計画が実施をされましたら、これにつきましても事業主体はいわゆる町道であれば町が実施主体になるということではありますけれども、町で負担をするというものについては、佐世保市が肩代わりをするということになっておりますので、基本的にはこの事業についても町の負担はないものと、このように理解をいたしております。

したがって、今2つの事業を挙げてご心配をしていただきましたが、その件についてはそういう心配は少ないものと、このように理解をいたしております。以上でございます。

**議長** 水谷議員。

**1 2 番 水谷** わかりました。まあ直轄事業であればある程度その事業に対しては国がある程度措置をするだろうというふうに思うんですが、ただ、建設費についてはある程度国とか県とかが面倒を見るんでしょうけど、今の基幹農道にしても、維持管理についてはそこに存続する自治体にするんだろうと思っております。そうすると、やはりイニシャルコストというか、ランニングコストですね、こういうものはやはり各自治体がするようになるんだろうと思います。そうすると、どういうふうに造るか、そういうことによって基幹農道についても、あるいは東彼杵道路、こういうものについてもそういうものの費用が必要になってくるんだろうというふうに思っておりますので、そこについて準備をしていただければというふうな考えを持っております。ある程度事業が進んでいかないと、その状況はわからないかと思うんですが、その状況になった場合には、できるだけ目的基金というんでしょうかね、こういうものをできるだけ考えながら行財政運営を考えてほしいというのが私の気持ちです。一応そういうことで、この財政についてはまだいろんな事業がある中での方向変換が必要になるかと思っておりますので、その段階でかじ取りを十分対応していただきたいというふうに思います。

次、2番目です。マイナンバーカードの普及促進についてでございますが、これについては、私の住んでいる地域で受付があったんですが、昨年あったときには結構一般住民の方が来られたんですが、今回は1人もお見えにならなかったと。ということであれば、やはりその必要性を皆さんが理解しとらんとじゃないかというふうに特に思うんですね。この必要性をもう少し具体化しないと、やはりこれが推進といいますか、そういうのがないのではないかというふうに思っているものですから、これの普及促進について、もう少し町民に具体的な内容が示されないかどうか、これをちょっとお尋ねをしたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。まず後段のマイナンバーカードについてのご質問は担当課長から答弁をさせます。

前段の東彼杵道路、それから広域農道についての維持管理の問題でございますが、先ほど言いましたように東彼杵道路につきましては、あくまでも国の直轄事業として予定されておりました、完成後もいわゆる地域高規格道路として国が直接管理をしていくものと思ひまして、その管理については町に負担はないと、このように判断をいたしております。それから、広域基幹農道の川棚西部線につきましては、これはこれまでの説明によりますと、完成後については地元の町に管理を移管するということになっているようでございますので、これについては今後維持管理費の発生は出てくるものと思ひます。

そういったことで、そういった特別な目的基金をつくるべきではないかというご提言もありましたが、やっぱり議員も心配されているように、今後人口減少が進む中で、こういったこれまで造ってきた公共施設をどのように維持管理していくかというのは、これは大きな行政課題であります。そこで町といたしましては、公共施設の長寿命化計画を立てて、そして具体的に年次的にその対策を進めているわけでありまして、当然その対策を進める中には国・県の補助事業を活用して進めることにいたしております。そういった中で、将来的には今ご提言があったような維持管理をするための目的基金を設置することも考えられないわけではないわけでありまして、それは今後の課題として捉えていきたいと、このように思ひます。以上でございます。

**議** **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。お答えいたします。マイナンバーカードの具体的な利用について広報をするべきではないかというご質問だと思っております。マイナンバーカードにつきましては、先ほど町長の答弁をいたしましたとおり、本人確認書類とか、そういったことに利用できるということがありますが、具体的に何に使えるかということについては、今、国がCM等で流しておりますが、実際あまり具体的に使える場面ということを広報するような内容を私たちが持ち合わせていないような状況であります。例えば健康保険証として使えるといいながらも、まだ使えるところが少ないとか、そういったこともあるもので、広報でこういうことに使えますよというのを本当に具体的に載せるというのが今の時期的には難しいというふうに思っております。

そういったことで、普及促進の活動ということではいろいろなところを回っておりますが、そこでいろいろな実際どういったことに使えるんだということも質問も受けておりますが、担当としても具体的にこれに使えるということがなかなか答えられないような今の状況ではあります。まあ実際具体的に使えるとなると、新型コロナワクチン接種証明が、スマートフォンでマイナンバーカードをかざしてすることによって表示できますよとかありますが、例えばコンビニで取れますということも、まだうちも導入してませんので言えませんし、まあ本人確認書類として利用できますというのはまあ運転免許証とどう違うのかということもありますので、そこら辺についてはちょっとした広報はできますが、先ほど言われたとおり具体的な利用方法、利用時期についての広報については、現在のところ難しいというふうに考えております。以上です。

**議** **長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** 具体的な周知ができないということであれば、各地区の公民館とか、あるいは会社とかを回られると思うんですが、それには職員さんが同行をしたり、あるいは会計年度任用職員ですか、そういうことの職員さんが付いて回られますので、できれば具体性が出た時点でそういう活動をすればどうかなというふうに思っているわけですが、まあ任用職員さんにしても給料を払わないといけないんですが、半日とかそういう状態で1人も来ないのにされるということになればちょっとどうなのかなって、地域の代表をし

とればそこら付近も考えるもんですから、ちょっと考えてもらいたいというふうに思いますが、そののところはどうでしょう。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。今、国の方が令和4年度中にほぼ100パーセントを目指しているということで、具体的な利用方法がなくても、こういった時間外とか、各種会合とかに出向いて申請を受け付けなさいということであっております。そういったことで、いろんな場面、人が少しでも集まる場面に出向いて申請をしてもらおうというふうなことで取り組んでおります。その部分でしか今普及について、なかなか難しいと思っておりますが、この4月以降、やはりそういった地区公民館、あるいはコロナの接種会場、そういったところで受け付ける件数がかなり減っております。今後、やはりこの番号制度に批判的な方もかなりいらっしゃると思いますので、そこをどうやってマイナンバーカードを取っていただくかということの難しさを今感じているところで、担当と話もいろいろしておりますが、実際、普及に向けてこの率を上げる具体的な対策がなかなか思いつかない状況であります。そういったことで、広報、そういった時間外の申請受付をしながら、少しずつ増やしていきたいというふうに考えております。以上です。

**議** 長 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** 今話を聞きますと、普及促進にかかる費用はどうも国の方が面倒見るような状況なのかなというふうに思いますので、もう少し具体性があった時点で活用目標とか、あるいは具体的な広報で地域住民にお知らせをして、あと罰則があるのかどうかわかりませんが、いろんなそういうものを地域住民には周知をしていただくようお願いして、終わります。

(12:02)

**議** 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:03)

(…休 憩…)

(13:00)

**議** 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** 長 次に、炭谷猛議員。

**1 1 番 炭 谷** 一般質問通告番号3番、議席番号11番、炭谷猛です。質問



に入る前に、一般質問通告書の質問用紙1行目にあります「砂防ダム」というふうに、一般的に「砂防ダム」で呼ばれておりましたので記載しておりましたが、その「砂防ダム」についてを「砂防堰堤」ということで、これはなぜかといいますと高さが15メートル以下であれば「堰堤」と規定されているところがあるというふうなことが言われておりますので、以下「砂防堰堤」ということで進めますのでご理解をお願いいたします。

野口川の防災対策及び奥ノ川内溜池の災害時の対応について。

現在の野口川の状況は、特に近年では砂防堰堤の堆砂率が目に見えて増量し、水も含めて満杯の状況であり、河川の護岸は数か所にわたり、崩落状況は顕著に増し、大変危険な状況と思われる状態にあります。

現地を何年も見ておりますが、一本木橋という途中上ったところにあります。その部分の上流、狭窄部においては、5月下旬発生した崩落土砂の河川への堆砂、その上下流の約80メートルにわたる護岸崩落と、その上流が開ける集落地域からもう1つ上の野口橋上流際までの護岸3か所も別個に崩落状態が起きているのが見られました。

今後の大雨洪水等があれば、被害地域が非常に心配される状況であり、また上流には治水目的の奥ノ川内溜池、貯水量15万2,000トンがあり、竣工は平成12年3月で、ため池堤防表面と内側には法面にはコンクリートにて被覆もされておりますが、長崎県により2015年3月には奥ノ川内溜池ハザードマップも公表されております。

これによりますと、川棚中学校付近が決壊した場合の時間で、中学校プール付近が約8分後、また、川棚小学校を含み野口川の最下流近くの半円状の中組地区10分後、そして宿地区の低地区まで15分後、長崎川棚医療センター近くまで30分後となっており、もちろん予測ではありますが、ハザードマップで書いてあるとおり、非常に時間が短い。おまけに溪谷が急流でありますので、非常に早い時間の中で川棚の中央部まで洪水が及んでくるというふうな心配が非常にあり、このことが1つ。これと併せて、先ほど言いました野口川の護岸工事崩落の状態、この2つの砂防堰堤が持つ機能、砂防堰堤の堆砂率の高さ、この2つの状況が重なることになりましますと、これは最悪というふうなことも推定をできるんじゃないかというふうに非常に懸念をいたしております。

あと心配されるのが、近年の異常気象、気候変動による線状降水帯による局所的な降雨による奥ノ川内溜池の放水量の増加。これもしかし考えざるを得ないというふうな状況、ここ近年のうちになっております。こうした二重三重の河川災害が懸念される状況でありますので、以下の点を質問するものであります。

1 番目、野口川の護岸状況はどの程度把握をして、河川改修箇所を何か所と見積っているのか。その改修計画の年限、予算等はどうか。

2 番目、砂防堰堤の堆砂状況は非常に大きい護岸崩落状態の流出や堆砂率の高い状況が続いており、現状何パーセントであるのか、調査状況はどうだったのか。今後の災害流下防止対策をどう捉えているのか。砂防堰堤の機能をどのように回復させていくのか。

3 番、町道野口線と野口川への兩岸の切り立ち岩石の崩落と、土砂・立木を含む崩落状況（野口集落地域、河川狭窄部、下流河川）をどのような程度の範囲と捉えているのか。また、こういった工事計画と予算措置はどうか。

4 番、下流 1 番目の砂防堰堤より下流護岸は県管理と聞いておりますが、護岸堤防強化対策工事が必要となると考えられますが、県への要請はいつ行うのか。

5 番、奥ノ川内溜池ハザードマップによれば、野口地区住民と河川兩岸地域住民と下流域住民を含め数百世帯とも思われる家屋があるわけですが、防災・避難状況の説明等は行ったのか。周知、訓練等を行わないのか。特に最近の状況を伺いたい。

最近の気象変動・異常気象といわれる状況の中、豪雨洪水発生で護岸崩落と奥ノ川内溜池の氾濫については、抱き合わせた中でどうしても災害発生を想定せざるを得ないと思われ、近々でも、被災予想も懸念されるが、避難対策等について下流域住民、今言ったようにこれが一番重要じゃないかというふうに私は思います。命の安全を守るために。

最後に、発生状況が予想されるときは、いつでもどこでも誰でも、空振りでもよいから避難するようにしましょう。このことが大前提において、私は全体的な防災というものと行政の対応、保守管理というものにお伺いをします。以上が壇上からの質問といたします。

議 長 町長。

町 長 炭谷議員の野口川の防災対策及び奥ノ川内溜池の災害時の対応についてのご質問にお答えいたします。

質問の意味がちょっと理解しづらいところもありましたが、炭谷議員の思いは伝わっておりますので、そういったことを含めて、ちょっと長くなりますが、答弁をさせていただきます。

まず、野口川の防災対策についてのご質問ですが、野口川は野口地区にあります、奥ノ川内溜池から中組郷宮ノ前地区の川棚川合流点までの延長3.3キロの普通河川であり、その流域面積は、237ヘクタールであります。

上流には野口地区集落、下流には中組地区宮ノ前住宅団地があり、特に宮ノ前住宅団地は平成6年頃から宅地開発が進み、現在、多くの住宅が建ち並んでおります。

なお、この野口川には、町道の橋梁が7つ架かっております。

また、昭和23年の大水害後に建設された砂防堰堤が2か所あり、下流側の砂防堰堤から川棚川合流点までは、流路工として昭和25年に県営事業で河川が整備をされております。

ご質問の1項目目についてであります。野口川の護岸状況としては、川棚中学校の上にあります砂防堰堤より下流は、兩岸が石積み護岸であり、河床はコンクリート張りとし、縦断勾配を緩やかにするために各所で落差工が設けてあり、整備がなされております。

これは、昭和23年の大水害により甚大な被害を受けた中組郷上倉地区の教訓を受け、整備されたものではないかと、このように考えております。

次に、上流側の護岸状況についてですが、町道や農地側の護岸は、石積み護岸やコンクリートブロック積み護岸となっておりますが、町道や農地がない箇所は、自然のままとなった状況であり、河床についても自然河床となっております。

なお、ご質問にあります河川改修につきましては、現在計画はありません。

したがいまして、ご質問にあります改修箇所の箇所数や改修計画の年限、予算等については、お答えする材料がありません。

次に、砂防堰堤についてのご質問についてであります。野口川には中学

校プールの上にある砂防堰堤のほかに上流にもう1基あり、2か所とも設置事業者は長崎県であります。

この2か所の砂防堰堤は、昭和23年の大水害以降に建設が始まり、翌昭和24年に竣工した施設であります。

ご質問にあります、砂防堰堤の上流側での崩落状況は、町としても把握はしておりますが、砂防堰堤内に堆砂した状況は、砂防堰堤の管理に関する事項となり、町では砂防堰堤を管理しておりませんので、詳細な状況はわかっておりません。

したがいまして、ご質問された砂防堰堤の管理に関する事項については、答弁する立場にはありません。

そこで、この砂防堰堤の管理状況について、管理者である県北振興局砂防防災課へ確認を行ったところ、今年度は野口川砂防堰堤の施設点検を実施する年度となっているということを聞いております。

なお、この県の施設点検時には、町の担当職員を参加させることにしたいと、このように考えております。

次に3番目の質問であります、野口川への岩石や立木、土砂の崩落状況について、このことについてですが、昨年8月の豪雨により野口橋上流で2か所の崩落が発生しております。

また、一本木橋上流では、今年4月末に切り立ち岩石の崩落が発生したところであります。

これらの箇所のうち、昨年8月豪雨による被災箇所については、今年度中に復旧工事を町ですることといたしております。

なお、予算措置については、公共土木施設災害復旧費により対応することといたしております。

また、今年4月に発生した切り立ち岩石の崩落箇所については、崩落箇所が民地の山林であることから、土砂の撤去及び復旧につきましては山林の所有者と現在協議を行っているところであります。

次に4番目のご質問であります、下流側の砂防堰堤から川棚川までの下流護岸の補強工事についてであります。この区間は、先ほど申しあげました2基の砂防堰堤を整備したあと、昭和25年度に流路工として県営事業により整備されておりますが、そのあとは町が普通河川として管理をいたしてお

ります。

そのため、これまでにこの流路工で発生した護岸の災害については、町が事業者となりその復旧工事を行ってきたところでもあります。

したがいまして、この流路工の管理は町にあるものと考えております。

なお、ご質問にあります護岸の強化対策等につきましては、町として、現段階ではその工事を実施する必要はないものと、このように考えております。

次に5番目の奥ノ川内溜池についてのご質問にお答えいたします。農業用ため池につきましては、地震発生に伴う決壊へのリスクが高く、決壊した場合、下流への影響が大きいことから、東日本大震災をきっかけに、平成24年「警戒ため池の運用に係る基準」が定められ、堤高10メートル以上、貯水量10万立方メートル以上のため池につきましては、ハザードマップの作成が義務付けられたところでもあります。

そこで、奥ノ川内溜池につきましては、堤高16.3メートル、貯水量15万2,000立方メートルであり、当該基準に該当したことから、平成26年度に長崎県においてハザードマップが作成をされております。

その策定に当たっては、地区住民を対象に、県主催の説明会が2回開催され、ビデオ視聴による「ため池の役割」、「決壊のメカニズム」、「ハザードマップの役割等」について説明がなされております。

その説明会には、地震等により奥ノ川内溜池が万が一決壊した場合に、浸水が想定される区域の自治会役員や関係機関の方々が出席され、危険箇所等の確認や意見交換も行われているようでもあります。

完成したハザードマップにつきましては、浸水想定区域である野口地区、中組地区、宿地区、下組地区の全世帯に配布され、地区の掲示板や公民館等への掲示もなされております。

その後、平成30年7月豪雨では、広島県をはじめ、2府4県で32か所の農業用ため池が決壊し、甚大な被害が発生したことから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的として、平成31年度に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定をされたところでもあります。

また、令和2年には、防災重点ため池の決壊による水害、その他の災害か

ら国民の生命及び財産を保護するため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が、時限立法として制定されている状況でもございます。

防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池であり、その選定基準に該当する溜池として、川棚町では奥ノ川内を含む11か所が県により選定をされております。

その後、選定された11か所のため池については、町でハザードマップを作成したところであります。

炭谷議員のご質問に「防災・避難説明は行ったのか。現状の周知、訓練は行わないのか。」とありますが、ハザードマップ作成時の説明会において、堤体等が決壊した場合のシミュレーション等についての説明をするとともに、関係地区の全世帯に対して、ハザードマップを配布している状況であります。

訓練等につきましては、現在のところ考えておりませんが、対象地区の総代さん、あるいは消防団との協議を今後進めていきたいと、このように考えております。

また、質問通告の下から3段目に、「近々にでも、被災予想も懸念されるが」とありますが、奥ノ川内溜池につきましては、平成8年度から平成14年度のこの7年間において、県営事業として改修工事が実施をされております。

その後、平成25年度に県発注による東彼杵地区ため池耐震点検設計業務が行われ、東彼3町15か所のうち川棚町では1か所で、この奥ノ川内溜池が調査をされており、堤体工・洪水吐工・斜樋工・底樋工につきましては、対策不要との調査結果であったと、このように報告を受けております。

また、国が示した自然災害発生時のため池点検・報告対応のマニュアルがあり、地震のとき、大雨特別警報が発令されたときの対応について、マニュアルに沿って対応いたしており、現状といたしましては問題はないと、このように判断をいたしております。

また、避難対策等につきましてはの告知・広報につきましては、毎年6月の広報紙において、奥ノ川内溜池に特化した記事ではありませんが、防災関連

全般の記事を掲載しておりますので、今後も必要に応じて周知を図っていき  
たいと、このように考えております。以上、答弁といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭谷** 私がちょっと思ったものとあまりにも問題ないというさらっ  
とした答弁の中に、啞然としている状態というのは本当ですが、この野口川  
の狭窄部と私書いておりますが、中央部の一本木橋から上流、その上下、そ  
れと先ほど言われました野口川上流が3か所と言われましたけども、野口川  
のその狭窄部に入る地区までの間に2か所崩壊をしておりますが、現地をい  
つ頃町長は視察というか調査というのですか、あの川のずっと流れを護岸等見  
られたですか。それを1つ聞きたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。炭谷議員からこの一般質問の通告を受  
けてから担当課長と現地を視察をいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭谷** はい。ご苦労様です。その現地を見たときに、1つは砂防堰  
堤のことから始めますが、砂防堰堤がかなり入り込み部分に土砂の堆砂が多  
くなってきたなというふうに私は見ているんですが、その見解と一本木橋か  
ら下においては自然の岩を含むかなり凸凹とした以前の流れがあり、その上  
流もちょっとありますけど、先ほど言われた山林所有者の崩壊があったとい  
うところの上下と下流、あそこには自然石の石垣が部分的には残っておりま  
すし、先ほど自然の川の自然体の流域もありますけども、かなり崩れた石が  
河川の中に入り込んでいるというふうに私は思っておりますし、あその崩  
壊がしないと自然流で流れる自然の川の流れ部分までも浸食されていくん  
じゃないかというふうな私は見解を持っておるわけですが、その分の堆砂が  
溜まるということと、あそこに大水になると流れてきて溜まるであろうその  
河川の中のまだ崩れ落ちた状態の石ころといいますか、岩石、そういったも  
のはあれで、そのままでよいというふうに判断をしておらるとですかね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。まず前段の砂防堰堤のいわゆる堆砂状  
況についてであります。私も現地を確認して今炭谷議員がおっしゃったよ  
うに、かなり溜まっているなという状況は確認をいたしました。ただ、砂防

堰堤の役割については、炭谷議員もしかしたら十分理解されていないのではないかと思いますので、砂防堰堤の役割について、ちょっと担当課長から説明をさせますので、よろしいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは私の方から砂防堰堤の働きについてというのでしょうか、役割について説明をしたいと思います。まず砂防堰堤につきましても、川底を削られるのを防ぎ水の流れを遅くする機能があります。土砂が溜まることによって川底が削られるのを防ぐというふうな形であります。また、堆砂することで勾配が緩くなることで水の流れが遅くなってきます。また、一定の堆砂状況のある段階では、溪岸、これは切り立った山肌のことなのですが、この崩れも防止する役割にもなっております。それと、大雨のときに一度流れてくる大量の土砂につきましても、その流出を防ぐという役割にもなります。

それと考え方なんです、ちょうど野口川にあります砂防堰堤につきましても、不透過型砂防堰堤と呼ばれるものになると思いますが、その部分についても、ある程度土砂がいっぱいになってもその効果はなくなるというふうにされております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番炭谷** ありがとうございます。まあそういったところでありますが、通常であれば堆砂をどうこうするとか何とか、現実の問題には今触れられなかったようですけども、あれは溜まっていないのが正常で機能するというふうな働きがあると思います。水が全部溜まってしまった。そのうち土砂が7割溜まってしまった。砂防堰堤は機能しないというふうになりますし、実はそのことを私は1つはあそこの砂防堰堤が過去1回県によって堆砂を除去された事実は、平成2年の洪水の議事録を閲覧したときに出てきました。当時町長は岡村幹夫町長、質問者は諸岩熊男さんでした。どうしてもあそこを取ってもらわないと危ないんじゃないかという質問の中で、そのあと県の協力を得て堤の修理の際にあそこの土砂を上げたというふうな記録がありましたので、これは本来の姿に戻したんじゃないかというふうに私は思っておりますので、一言言っておきます。

質問次にいきますが、1番目の砂防堰堤より下流は県管理というふうに



思っておりましたが違うし、町の管理であるということも聞きました。その中で、あそこには4つ5つ橋が架かっておりますけども、砂防堰堤直下の1番目の橋に中央部に橋桁が2本あります。そこにH鋼を2本敷いて上部鉄板で軽トラックが通行できるようになっておりますが、昨年8月14日、その橋桁に流木が引っかかって、非常に、まあ水流が飛散した状態であったということは私も見ましたし、中組の総代さんもお存じでいらっしゃいました。そして、その方の近くの方が何日かあとに材木をはらって捨てたというふうなことも地区の住民から聞いております。一番危なく直下流の中で、先ほど言いました堆砂が溜まっている上に、立ち木の流れたやつが堆砂と一緒にとまっているのを私は見ました。堆砂が溜まっていくと大雨が降ると、あの材木、直径20センチメートル近くある材木が浮いて流れてくるとは非常に考えられることでありまして、あそこに引っかかった場合はどんなことになっていくのか。過去の災害によりまして、私が総代会のときに研修に行きました福岡県の朝倉市の隣の東峰村、あそこは平成27年の西九州大災害の中で、ほとんどの橋に流木が挟まってしまって川が氾濫してしまったというようなことが今でも検索すると出てきます。私は行きました。総代会の中で。それで私は、一番知っているのは、石木川で、旭砕石の入り口の橋桁に流木が引っかかって古賀砕石より旭砕石さんの方が低いために、あそこにどんどん流れていったのが平成2年、そこにあった岩盤の中に100万トンあそこに水が溜まったという事実も私は自分の地域でありますし、そういう経過があっております。そういった私が一番怖いと思うのは、まず橋の中をきちっと通ることができるのかと。昨年8月ですから私も見ましたし、地域の人もある濁流は怖いというふうな話も聞いております。それは完全に安全であるかどうかというのは、最近の雨の事情等によっては違いますし、かなりこの点については緊迫度はありますから、すぐでも行ってみて、本当にあの橋桁が大丈夫なのかというよりも、あれは撤去してほしいというふうな具体的な言葉が地元の人から出ております。これは一つ伝えておきます。

そして野口川の狭窄部の岩の崩落、昨年8月15日にあそこが通行止めになりました。多分1週間くらい続いたと思います。そのときに、私は歩いて上まで登ってどうもしていないなというふうなことでいろんなことを聞いて回ったら、野口の方が相談して、総代さんを通じてあそこは通行止めにし

てほしいということがあって、1週間ぐらいあとに、私は町の技術職員に出くわし、聞きましたら、ここの崩落状況が心配だということで、仕事としてここを見ているというふうなことを私直接会って聞きました。ということは、野口の人にはあそこの崩落があっても別に私たちは通行しなければいろんな多方面の方向の道路から行き来はできるから心配ないけども、何かあった場合には下流の人は大変やろうと、こう言っている意見を何人も聞きました。という具合に、私は先ほどのそのハザードマップ、この問題が即刻その野口川のハザードマップが適用されると思いたくないのです。しかし、そういった野口川のあの川の状況と、山林の、しかも杉、ひのきが50年60年なるとなるようなところの植わるとなる材木、ああいった山林の木が河川に流れ込んでくるという状況は、今の山の状況から考え、管理状況からいえばかなりあると思いますし、先ほどの町長が言った土砂の崩落も個人の山林の土地、ということは山の管理がかなりある意味ではずさんです。最近50年ほど山の木を切って生活をするというふうなことはありませんし、これは野口川に限ったことではない。各至るところの中小河川の小さな谷間に至るまで、立ち木あるいは倒木が流れ込んできている状況は、ここ10年ぐらいでひどいです。それに伴って2年前の7月にあった木場の災害、吉川さん宅の上から溝の中に詰まったものは何か。多分、町の人には、関係者は知っておられると思いますけども、材木を切ったあとの根木です。根です。あれが流れ込んで詰まったおかげで下流800メートルも水が町道を流れて暗きよが全部外れたというふうなことで、非常にこういった状態が今言った野口川に非常に集中しているというふうに見えるんです。そのことをきちっと管理していかなければ、ましてや野口川33キロメートルは町の河川ということであり、私も今はっきり聞きました。県がしたからそこはきちっと大丈夫だということは、ある程度あるでしょう。もちろんあそこが今度の、昨年、またあるいは一昨年のように、洪水がありますとそこら辺を。

**議** 長 炭谷議員、質問につなげてもらえませんか。

**1 1 番 炭谷** はい。そういったことを災害があるとは思っていないというふうな見方をしていれば、いつまでたっても改修は遅くなります。既に今言った野口川より3か所、野口川の真下に2か所、私も現地を見ました。それがあれば大水が降ったときにはどんどんどんどん拡大していくんじゃない

かって、そういったことが考えられますので、できるところからするんだというふうなことは思わないのかということ、私はここで再質問したいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。たくさん発言がありましたので、全部にお答えすることができるかどうかちょっとわかりませんが、まず先ほど砂防堰堤の役割について担当課長から説明をいたしましたけれども、今、議員がおっしゃったように、その砂防堰堤にかなりの土砂が堆積しているという状況、議員も確認されましたし、私も確認をしてきました。ということは、これまで砂防堰堤の機能がしっかりと果たされているということが理解していただけるんじゃないかと思います。そこで、そのまま放置するのか、あるいはこれを浚渫して再利用をするのか、さらにはこれをそのままにして必要であれば上下に新たに砂防堰堤を設けるか、こういったことが一般的に検討されるわけでありまして、それについては今後県の方でしっかりと検討をされるものと、このように思います。

それから、この砂防堰堤の下流側のことにつきましては、護岸についての質問をいただいております、その下のプール横にある橋、高野川内橋というそうですが、この橋についての事前通告はあっておりませんので、残念ながら答弁を準備しておりません。今後、どういう状況であるのか調査をして対応をしていきたいと、このように考えております。

それから、砂防堰堤が決壊、砂防堰堤があふれた、あるいは周辺の土砂が野口川に崩れだしてあふれたということでハザードマップが作られているわけではありません。これは地震等が発生して万一奥ノ川内溜池が決壊した場合のハザードマップが策定されておりますので、それは誤解のないようにご理解をいただきたいと思います。まだまだ答弁は足りておりませんが、再度質問をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 私の方もいろいろありまして、どれから言おうかというごたつとですけど、一番目にあった砂防堰堤が機能していると言われましたけれども、先ほどの琴岡課長の話では、河川が流れるように管理をするという項目ありましたよね。流れずに溜まってしまったら、河川の砂防堰堤の機能は

既になくなりつつある方向じゃないかというふうに思うんですけども。というのは、私はあそこはおかげで何十年も通らせていただいております。奥ノ川内堤も鉄砲撃ちとか、野口には30年前からイノシシ追っかけて行ったりとか、時々通ってますが、昔はあんなに水は溜まっていませんでした。洪水のあとは少し溜まっていた。あとは空っぽになっていました。あの2段目の一本木橋の上の砂防堰堤は、ほとんど最近に溜まったことはありませんでした。何日かすれば自然と抜けて、きちっと2番目は空でした。つまり、そういった状態がきちっと砂防ダムの機能だというふうに私も思っております。ですから、水と土砂が満杯に溜まっていたら、あれは機能していないというふうに私は思うんですけど、いかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。満杯になったときはどうするかということと、今私が答弁したのは、炭谷議員もおっしゃったようにかなり溜まってきたという状況を確認しまして、いわゆる砂防堰堤としての機能がこれまで果たされてきたということを申し上げたわけでありまして。そこで、先ほど言いましたように、今後については、どうするかについて県の方が判断をされるものと、このように理解をいたしております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 満杯という状態は、擦り切りに土砂がなってからでは遅いというふうに思いますし、管理をしていかないと山林の治山堰堤であれば、埋まったら上に造るということでできますが、多分、今の野口川の堰堤については、埋まったから上に造るという道理はきかないというふうに思いますし、1つだけお願いですけども、地域に住んでいる人は意外ときちっと見ている人はいます。はっきり言って。あの川が通常であれば、その昭和46年47年がああ河川改修を三面張りにしたときだというふうに私は聞いておりますが、そのころまでは子どもたちが遊べる川、魚がいる川、蛍がいたというふうな話も聞きます。そういった状況と野口の奥ノ川内堤においては昨年8月に白岳の町道が20万トンかいくらか、道路が崩落した状態も今もありますが、ああいった土砂崩壊がああ堰堤、野口のため池の周りであったらということを見ると、ぞっとします。そういったためにハザードマップがあるということでもありますけども、非常に、その山の管理というのが一つ問題

になってきます。これはすごい10年単位でなろうかと思いますが、その点について、そういった異常気象、線状降水帯が現れてもなんとかしのげるような治水能力の高い山をつくっていかうというふうなことが、今からの問題、非常にこれは相当なものですが、この我々の地域を守るためにはそういった考えを持たないと今後はやっていけないというふうなこともあるんじゃないかと思いますので、そこら辺にもし思いがあられば聞きたいと思いますし、もしなければ、まだあると思いますので、将来的な管きよ面を含めたところで治山、治水ということの中で考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。今、山林の治水能力を高めていく必要があるのではないかなというふうなご提言があったわけですが、これについては私もそのように考えております。特に今森林組合等々におきましては、森林整備を積極的に行なっております、これもいわゆる森林環境税が創設されたおかげでありますので、そういった制度を活用して森林の整備については努めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

**1 1 番 炭 谷** 以上を持ちまして、私の質問とさせていただきます。終わります。

( 1 3 : 4 9 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 3 : 4 9 )

(…休 憩…)

( 1 4 : 0 5 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第6 承認第2号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第6、承認第2号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第15回））」を議題といたします。本件について

ての説明を求めます。町長。

**町長** 承認第2号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第15回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和3年度川棚町一般会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,907万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を85億544万5,000円にしたものであります。

また、繰越明許費につきましては、社会保障・税番号制度システム管理費のほか22件を繰越ししており、その内容は、第2表繰越明許費のとおりであります。併せて、地方債の補正を行っております。

これらの補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは、私の方から補正予算の内容につきまして、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。今回の補正予算は3月末時点におきまして、決算を見込んだ上で不用額を減額したもの、そして補助事業等の事業費決定に合わせた増減等が多くを占めております。そのような決算見込みによる減額等につきまして、一部説明を省略し、主要な事項について説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。では、59ページ、60ページをお開きください。

歳出の1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、議員活動経費の不用額を見込み、旅費及び使用料等を減額したものです。続きまして、61ページ、62ページをお開きください。

2款総務費であります。1項3目財政管理費の説明欄に記載されております2番ふるさと納税管理費として528万円を減額しております。これは返礼品送達等業務委託の執行見込みから不用額として430万円を減額したこ

とが主な要因となっております。

7目情報通信基盤整備事業費の番号1番光ブロードバンド基盤整備事業費として850万円を減額しております。これは、光ブロードバンド引込撤去等工事費の執行見込みから不用額として減額したものです。

9目地域づくり事業費の4番地域おこし協力隊事業費（財政管財）として387万円を減額しております。これは、ふるさと納税を推進するため、地域おこし協力隊を募集していましたが、令和3年度における採用がなかったため、委託料300万円とそれに付随する所要事務費を減額したものです。続きまして、63、64ページをお開きください。

11目諸費の2番地方バス路線運営事業費として391万5,000円を減額しております。これは、生活交通路線維持費補助金の実績確定に伴う不用額でございます。また、4番活きいきタクシー助成事業費として350万円を減額しております。これは、タクシー利用助成費の執行見込みから不用額を減額したものであります。

続きまして、12目財政調整基金費の1番財政調整基金費として4,999万7,000円を増額しております。これは、決算見込みにより余剰が生じたため、財政調整基金へ繰り入れるため、5,000万円を積立金として計上したものが主な要因です。

続きまして、19目新庁舎建設費の1番新庁舎建設費として1億1,444万7,000円を減額しております。これは、新庁舎建設に関する関連工事費として8,392万円、新庁舎関連備品購入費として2,230万円をそれぞれ減額したことが主な要因です。また、2番別館棟改修費として1,550万円を減額しております。こちらについては、別館外壁改修工事の執行の一部を見送ったことに伴う減額となっております。3番第二別館改修費として1,120万円を減額しております。これは、耐震補強及び改修設計業務委託料の執行見込みから不用額として減額したものです。65ページ、66ページをお開きください。

22目新型コロナウイルス感染症対策事業費の2番庁舎衛生確保対策事業費として349万円を減額しております。これは、感染症対策に資する庁舎の備品購入費の執行残を不用額として減額したものです。

2項2目賦課徴収費の1番賦課徴収費として990万円を減額しておりま

す。これは令和3年9月補正において承認いただきました大口修正申告に伴う償還金につきまして、結果的に事業者の都合で修正申告が行われなかったことによる減額830万円が主な要因となっております。続きまして、69、70ページをお開きください。

3款民生費について説明いたします。1項1目社会福祉総務費の説明欄8番国民健康保険事業費として374万3,000円を減額しております。これは、国民健康保険事業特別会計の実績により繰出金を減額したものであります。また、13番介護保険事業費として227万7,000円を減額しておりますが、同様に介護保険事業特別会計の実績により繰出金を237万8,000円減額したことが主な要因となっております。

1項2目障害者福祉費の4番障害者福祉医療費として373万5,000円を減額しております。こちらにつきましては、支給する医療費の実績により19節扶助費を減額したものです。5番障害福祉サービス事業費として516万8,000円を減額しております。これは、外郭団体等への負担金につきまして、執行見込みから不用額として490万円を減額したことが主な要因となっております。8番障害児給付費として1,090万円を減額しております。これは、負担金として児童通所サービス費等の執行見込みから減額したものです。71、72ページをお願いします。

3目老人福祉費の2番養護老人保護措置費として473万円を減額しております。これは委託料として養護老人ホームの措置実績により減額したものです。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費の1番介護保険感染症対策事業費として343万7,000円を減額しております。これは、介護保険施設が実施する感染症対策経費を支援する補助事業につき、実績により18節補助金を減額したものです。

2項1目児童福祉総務費の6番子ども・子育て支援事業費として497万8,000円を減額しております。これは、認可保育所等の延長保育事業や一時預かり事業の実績により18節補助金等を減額するものです。73、74ページをお願いします。

2目児童措置費の5番子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費として1,869万6,000円を減額しております。これは、先行給付事業、追



加給付事業等の支給実績により18節補助金を1,860万円減額したことが主な要因となっております。

4款衛生費について説明いたします。75、76ページをお開きください。

1項2目予防費の4番新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費を2,235万2,000円減額しております。これは、ワクチン接種会場の運営等に係る各種経費の不用額、執行見込みによるものです。主なものとしましては、委託料1,234万5,000円の減、工事請負費452万2,000円の減、備品購入費282万4,000円の減となっております。

2項2目し尿処理費の1番し尿処理費を340万2,000円減額しております。これは、福祉組合の負担金確定による18節の減額となっております。

3項1目公害対策費の2番合併処理浄化槽費を586万8,000円減額しております。これは、浄化槽設置整備事業費補助金の実績に伴い不用額を減額したものです。77、78ページをお開きください。

6款農林水産業費について説明いたします。1項3目農業振興費の7番多面的機能支払交付金事業費を226万2,000円減額しております。これは、農地維持交付金の執行残として98万7,000円、資源向上支払交付金の執行残として127万5,000円をそれぞれ減額したものです。

8番イノシシ緊急特別対策事業費を201万9,000円減額しております。これは、国庫補助事業の鳥獣被害防止総合対策交付金事業としてイノシシ等の有害鳥獣の捕獲実績により115万円、そして町単独の継ぎ足し事業分として捕獲実績により35万9,000円をそれぞれ7節報償費として減額いたしました。また、ワイヤーメッシュ等設置事業費補助金は実績がございませんでしたので、51万円を減額するものです。79、80ページをお願いいたします。

2項4目森林環境譲与税事業費の1番森林環境譲与税事業費を569万2,000円減額しております。これは、東彼杵郡森林組合に対する森林管理委託等の執行見込みから不用額を減額したものです。

続きまして、7款商工費について説明いたします。81、82ページをお願いいたします。

1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費の1番宿泊キャンペーン事業費を330万円減額しております。これは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内の宿泊施設で宿泊費を助成する宿泊キャンペーンに関し、実績により不用額を減額したものです。6番の川棚町プレミアム付商品券事業費を166万円減額しております。こちらについては、町内事業者の支援及び消費喚起を目的に令和3年11月から販売を開始いたしましたプレミアム付商品券の実績により不用額を減額したものです。8番の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第4期）事業費850万円の減額については、県の時短協力要請に応じた町内事業者に対する協力金の実績により7節報償費を不用額として減額したものです。

続きまして、8款土木費を説明いたします。83、84ページをお開きください。

2項3目道路新設改良費の1番道路新設改良事業費を970万円減額いたしました。これは、町道成宇津7号線の測量設計業務委託事業費の未執行分を減額したものです。85、86ページをお願いいたします。

5項9目新型コロナウイルス感染症対策事業費の1番中央公園改修事業費500万円の減額につきましては、野球場・テニスコートベンチ改修工事やクラブハウスシャワー室改修工事等の実績確定に伴う不用額を減額したものです。

6項1目住宅管理費の1番住宅管理費を280万円減額しております。これは、町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化改修工事等の入札時における落札減によるものです。

9款消防費をご説明いたします。87、88ページをお願いいたします。

1項2目非常備消防費の1番非常備消防費を445万円減額しております。これは、消防団員の委員等報酬として1節報酬を105万円、そして消防団員の出勤手当等として8節旅費を289万円、それぞれ減額したことが主な要因です。

10款教育費を説明いたしますので、89、90ページをお開きください。

2項2目教育振興費の、こちら説明欄に3小学校の教育振興費、合計が180万円の減額となっております。これは、準要保護児童に対する学用品費

等の支給や特別支援教育就学奨励費の支給実績による19節扶助費の減額が主な要因となっております。

3項2目教育振興費の1番川棚中学校教育振興費、こちらを330万円減額しております。こちらについても同様といたしますか、準要保護生徒に対する学用品費等の支給や、修学旅行が中止され費用が支給されなかったことから、これらによる支給実績等により19節扶助費の減額が主な要因となっております。

11款災害復旧費を説明いたします。91、92ページをお願いいたします。

2項2目漁港施設災害復旧費の1番災害復旧費として900万円を減額しております。こちらにつきましては、三越防波堤災害復旧事業の完了に伴う事業費の確定による工事請負費の減額となっております。93、94ページをお願いいたします。

12款公債費であります。1項1目元金及び2目利子につきましては、実績からそれぞれ減額したものです。95、96ページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費は、歳出・歳入の見合いにより9,628万6,000円を増額したものです。

続きまして、歳入を説明いたします。11、12ページをお願いいたします。

1款町税であります。1項町民税から5項入湯税につきましては、実績を見込み補正したものです。次のページをお願いいたします。

2款地方譲与税であります。この2款地方譲与税から31ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月に入ってから決定額が示された譲与税、あるいは交付金等につきまして一律に決定どおり補正を行ったものであり、いずれも特定財源ではない一般財源であります。このことから、歳出との関連がございませんので、説明は省略ということでご了解をいただければと思います。よろしく申し上げます。33、34ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金、1節児童福祉費負担金につきましては、保育園保育料の実績を見込み減額したもので、次の2節老人福祉費負担金につきましても、養護老人ホーム入所徴収金の実

績見込みにより減額したものです。

次に4目総務費負担金につきましては、川棚町光ブロードバンド基盤における引込線撤去工事に係る工事負担金などの実績により増額したものです。

5目衛生費負担金につきましては、収入実績に応じ増額したものです。35、36ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料であります。1項1目総務使用料、1節川棚駅前駐車場使用料につきましては、川棚駅前駐車場及び川棚駅南駐車場の使用料徴収実績により減額したもので、次の2節光ブロードバンド基盤使用料につきましては、IRU使用料の徴収実績により増額したものです。

2項1目総務手数料、1節総務手数料につきましては、督促手数料につき実績に応じて減額したものです。次のページをお願いします。

14款国庫支出金であります。国庫支出金につきましては、補助金の決定又は確定、そして事業の歳出の補正に合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということをお願いいたします。41ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。こちらも補助金の決定又は確定、そして事業の歳出の補正に合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略させていただきます。49ページをお願いします。

16款財産収入であります。1項財産運用収入及び2項財産売払収入につきましては、実績により増減したものです。次のページをお願いします。

17款寄附金であります。1項1目一般寄附金から4目ふるさと応援寄附金につきましては、実績により増減を行ったものであります。次のページをお願いします。

18款繰入金であります。2項7目森林環境譲与税基金繰入金については、歳出事業費の確定に伴う繰入金の減額となっております。

8目新型コロナウイルス感染症等対策基金繰入金については、収束しない新型コロナウイルス感染症に引き続き対応する必要があるため、繰入金を減額したものです。次のページをお願いします。

20款諸収入であります。2項1目町預金利子につきましては、実績に合わせて減額したもので、次の4項4目過年度収入につきましては、実績に合わせて増額したものです。

次の5項雑入につきましては、説明欄に掲げております各種助成金等につきまして、実績に合わせ増減を行ったものであります。次のページをお願いします。

21款町債であります。1項町債につきましては、説明欄に記載しております各事業債について、それぞれの借入額が確定しましたので、実績に合わせ増減を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。次に第3表の地方債補正を説明いたしますので、6ページをお願いします。

6ページ、第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほどご説明いたしました21款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額の合計が、57ページの町債の補正額と一致するものであります。補正後の限度額を12億5,066万8,000円としたものであります。5ページをお願いします。

第2表繰越明許費であります。事業名の欄の社会保障・税番号制度システム管理費から災害復旧（公共土木施設）までの23事業を繰り越したもので、繰越総額は5億8,346万6,000円であります。

また、97ページから100ページまでは、給与費明細書がございますが、こちらは説明を省略させていただきます。以上が、専決処分を行いました令和3年度一般会計補正予算（第15回）の内容でございます。説明を終わります。

**議 長** これから質疑を行います。福田議員。

**1 番 福 田** はい。64ページの財政調整基金費で4,999万の積立があっていますが、これまで年度末といいますか、最終補正なんかを見てくださいと、30年度から93万、元年度が227万、2年度が109万というふうな積立がなされてきたわけですが、今回この4,999万という大幅な増額になっていきますので、その考え方ですかね、積金の増額した考え方をお聞きしたいと思います。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。お答えします。今回、決算の見込みを出すに当たって、歳出・歳入の見込額が出たわけですが、あと最後に繰越金として9億6,000万計上しております。ここの水準が例年の、まあ例年といいます

か、一定程度繰越すということを見越しながらその水準、まあ例年よりも若干ちょっと余力がございましたので、その相応として5,000万円を今回は計上したものでございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**6 番 山 口** 5ページですが、繰越明許のところですね。繰越明許がどうかこうじゃないんですけども、11番の3つ災害復旧費っていう形で、これが総額でちょっともう財産でいけば3億をちょっと切れるぐらいの概算なんですけども、これは新しい年度に工事がなされているものと思いますが、この工事が果たしてですね、今ちょうど梅雨期に入っているわけですけども、こういう時期に梅雨の本格的な豪雨とかそういうのに間に合うのかどうかですね。災害復旧工事は恐らく今年度に入ってなされているものと思います。それが果たして、いわゆる途中でやりかけて、新しく今年の梅雨期に更なる被害を加算するようなことがないのかどうか、その見通しはどうかということをお尋ねしたい。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。山口議員のご質問にお答えいたします。農林サイドの昨年の災害復旧につきましては、農地につきましては19か所、あと施設につきましては24か所、合計の43か所につきましては繰越しっていう形にはなっておりますけども、今現在3年度中に発注をしまして、4月、5月くらいまでに終わった工事もございます。ただ、一応その中で発注をしていない工事も含めたところで今現在繰越しっていう形で持ってっておりますけども、現在発注した工事の中には、やはり梅雨時期にかかる部分も数箇所ございます。ただその数箇所については、やはり今発注をしておる段階でもありますし、安全対策等はしっかり業者の方には行ってもらうということで、今のところ考えております。ただ、今回の大雨がもしきた場合の対策については、今ちょっと現在のところは町としては考えていないというふうな状況であります。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。建設課案件の方でご説明をいたします。昨年度8月豪雨におきましての災害箇所が、これは全協等でもあったと思いますが、39か所ございました。工区で分けましたら今28か所。まあ単独災害まで含め

での28か所ということでご理解してください。そのうちに昨年度中にもう既に今発注済みの分、これにつまましてが11か所となっております。11工区の分がもう発注済みということですが、残り17工区についてはまだ未発注状態ではあります。まず、発注済みにつまましては、もう既に工事を進めている部分、特に河川関係の災害が多くございました。その部分については、取り掛かりの時期によって変わってくると思いますが、この梅雨時期からすると進んだ箇所については問題ないと思いますが、やはり一部この梅雨に当たってくる箇所が出てくるかもしれません。まあ早急にその部分、梅雨を避けて、大雨を避けて工事を進めていくように指導していきたいと思っております。それと、今後発注する部分がまだ多く残っております。これにつまましては、今設計を進めている段階であります。一定この梅雨時期からは1回外れるのではないかと思います、夏の大雨等も重なってくる部分があります。現場の方、二重災害っていうんでしょうか、こういうことがならないような形で指導しながら進めていきたいと思っております。以上であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** すいません。先ほど山口議員のご質問にお答えした中で、まず昨年の災害復旧につまましては、査定を受けまして、実施の段階になるまでに時間を要しております。それで、3年度中に完成をするということですね、出した工事箇所につまましては、やはりそこでどうしても完成できないという理由がございましたので、発注した分についてはその分を繰越しを行っている状況であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** これは間違いなくですね、これは災害復旧費が補正で上がってきたのは2億くらいだったと記憶していますが、これ12月の補正でなかったかと、そういうふうな記憶がちょっとあるんですけども、まあそれで、当然そういう段階で、補正が上がった段階でかなり厳しいなというのはもう理解してはいるんです。ただ、これがそのまま昨年の災害箇所がそのまま全く手付かずで、今年のいわゆる大雨その他がきた場合に、果たしてこれが、この災害が逆に拡大することになりはしないかというその点を危惧しておりますので、その点についての対応をどうしていくのかということをお願い

ているわけですよ。だから何箇所するんだとか、何箇所まだ発注済みとかそういうことでなくて、結局、今説明でこれだけの繰越明許があれば手付かずのところがあると思うんですよ。それが果たして今年ももし仮に昨年並みのような大雨とかくる、昨年きているわけですから、その可能性がないとは言えないと。そういう中で、果たしてこの災害が逆に拡大することはなりはしないかと。それで、その対応を現在どうしているのかというのをお尋ねしているわけなんですけども。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。山口議員の質問にお答えをいたします。昨年度の災害でまだ手を付けていない、まだ発注もしていないという工事箇所も数箇所あります。その箇所につきましては、やはり自然災害でありますので、もしそこが増破をした場合には、再度査定を受けまして、その査定によって災害のまたお金が決まるっていうふうな、実際のところはそういった流れにはなりません。以上です。

**6 番 山 口** ちょっといいですか。私が聞いているのはね、災害が昨年より手付かずのところが増大すればね、それは査定やり直してまたやり直すじゃなくて、それが拡大しないようにね、今何らかの対応ができないのかと聞いているわけですよ。それは昨年手付かずのところは昨年並みの雨が降って、それはその災害が増大すればそれは当然査定し直して、やり直さないとわかるわけですよ。だからこれを拡大させないように何か手が打てるのかと聞いているわけですよ。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** すいません。今発注した部分につきましては、土のう等により増破をしないようにその業者の方で努めておりますけども、実際まだ未発注の部分につきましては、そういった手立ては行っておりません。

実際どのような雨が降るかというところはちょっと今のところはわかりませんが、やはりそういった被災箇所について仮設で土のうを置いたりということについては、実際行政の方では行わないと、今までもそのような方針できているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですか。

**6 番 山 口** もうそれはほったらかしということですね。どういう雨がこ



ようが、発注していなところは何もしないということは、ほったらかしにしときますよと。今の説明でいけばそういうことでしょう。それは行政としてのね、責任放棄なんですよ。やっぱり行政として当然それだけのね、何か手立てっていうのはね、考えておくべきだと思うんですよ。昨年の災害が手付かずのところは何も知らずに、まあ言葉悪いんですけども、ほったらかしにしときますよと。これは無責任ですよ、行政として。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。農地災害につきましては、町とあと地元の農地の所有者あたりとお話をしまして、ブルーシートを張る手立てとかを実施をしております。あと、産業振興課サイドでいいますと、農道とあと用水路、水路関係がありますけども、その部分につきましてもブルーシート等を施工して増破防止に努めるようにいたしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。福田議員。

**1 番 福 田** 先ほどの説明の中で、ちょっと聞き間違いかなと、繰越金か何か9億とか何か聞こえたんですけど、繰越しじゃなかったかもしれませんが、9億というような数字が出ましたかね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。失礼いたしました。先ほどの財政調整基金に今年度5,000万専決補正として積み立てております。で、その考え方のことなんですが、すいません予備費ですね、14款予備費として、今回95ページですが、9,600万ほど予備費がございます。で、これは歳入と歳出のそれぞれの決算見込額を積み上げたところで最終的にこの9,600万という水準が出てくるんですが、この分を例年の同水準で捉えましたがときに5,000万程度は余力があるかなというところで、今回積立金の、財政調整基金の方に5,000万円を積み立てたいということで考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** そこなんですが、補正額で9,600万円は増えると。結局最終的に、現在は予備費ですけど、予備費が1億3,800万ぐらいですよ。で、ここら辺の金額を見ますと昨年は歳入歳出差引き2億5,300万あった中でも100万ほどの積立でだったんですよ。だからそこら辺の考え

方が、昨年よりも少ないのに5,000万積み立てたっていうその考え方。例えて言えば、企画財政課長が代わられて、新しい風で積立てを大きくしたいというふうな考えがあったのかどうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。お答えします。議員がおっしゃるように私が今年4月から参っておりますが、そこによって積立ての水準が変わったとか、そういうことはございません。あくまで、こういうこの水準があるからこの金額積立てようという町の中でのですね、一定の水準というのは今のところございませんので、まあそのときそのときの決算の状況を見ながら、余力といえますか、予備費としても一定の予備費があれば、まあ行政としては耐えられるかなというところはございますので、その中で庁内で検討しまして今回は5,000万ということで積立てをできればと考えております。

あとすいません、繰越剰余金と先ほど間違った発言をしておりますが、それらについては訂正をさせていただきます。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** 細かい点を2点聞きます。12ページですが、町民税の普通徴収分マイナスの2,360万円ですけれども、これは年度末の補正なので、例年がどうなのかってよくわからないんですが、町民税の大体予算が5億円なので、それに対して2,300万って結構大きな金額なんです。しかも3月議会でも補正の機会があるので、年度末の補正としてこのように大きな2,360万っていうような減額になる要素っていうものはどういふことなのかなということをお聞きしたいと思います。

それから2つ目は62ページですが、ふるさと納税管理費に減額がありますが、その委託料が608万2,000円の委託料の減額となっております。これはふるさと納税の、結局納税額そのものが減ったからこの委託料が減額になったということのようなんですけれども、そういうふうにならぬか、委託料の契約の仕方ってそのような歩合制的な契約の仕方になっているのかどうかという、その減額の要素を聞きたいと思います。

**議 長** 税務課長。

**税 務 課 長** はい。まず11ページから12ページの町民税の個人の方ですね、そのご質問にお答えいたします。確かに今回ですね、普通徴収分だけ

いけば2, 360万の減っていう、これを補正であげるタイミングの問題かと思うんですけども、今回、最終専決にあげたというのは、普通徴収分と給与の特別徴収分ですね。いわゆる同じ町民税で徴収方法が違うというだけで、これは合わせますと金額的にはそう大きな増減ではないという判断で、最終専決であげたんですけども、いわゆる今回の大きな町民税の個人の全体の額が減となっておりますけども、大きな要因としましては納税義務者数の減少ということでの減となっております。ただ、徴収方法として、普通徴収分と給与特別徴収分のウエイトがちょっと違っていたと、でも金額にはあまり大きくなかったということで最終専決に上げさせてもらった次第でございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。私の方からはふるさと納税管理費の528万円の減額、うち委託料のことについてご説明いたします。こちらの3目の財政管理費として委託料608万2,000円が減額となっておりますが、この内訳としまして、説明番号1番の財政管理費178万2,000円、こちらが丸々委託料の減額となっております。なので、ふるさと納税管理費につきましては、430万円の減額となっております。430万円が減額ということで、こちらについては委託料の性質としましては、おっしゃるようにふるさと納税をご希望されるふるさと納税寄附金としてご希望があった方に対して返礼品でありますとか、送料でありますとか、管理事業者への手数料を歩合、見合いでお支払いする性質のものになっておりますので、歳入としましてもふるさと納税寄附金、こちらが52ページであります。ふるさと応援寄附金として今回1,800万円ほど減額ということでさせていただいております。こちら見込みから、実績が届かなかったため減額しておるところなんです。これに伴って事業費につきましても当初の予定よりは満たなかったということで、委託料を430万円減額させていただいております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**13番波戸** はい。13番波戸です。ちょっと細かいところなんですけど、明日の補正予算とも関連します。ここで尋ねしておきます。81、82ページの川棚町プレミアム商品券事業ということで166万円の減額と

なっております。これは商品券の売れ残りという表現でいいんですかね、残があったと聞いておりますけども、どれくらい残があったのかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 質問にお答えをしますけども、ちょっと資料を持ってはきておりませんでしたので、この3回目になりますプレミアム商品券の昨年度実施した事業につきましては、1世帯当たり3冊までということで決めておりました。その中で、全体で1万7,000冊を用意をしておりましたけども、そのうち販売したのが、60.86パーセントですね。それで、6千約900ぐらいは売れ残ったという形にはなっております。ただ、今回その前にしたプレミアム商品券につきましては、1世帯当たり10冊まで購入という形を取っておったんですけども、そのときも若干売行きが悪くて増やした経緯があります。ただ、今回は1世帯当たり3冊というのを決めておりましたので、このような状況になった次第であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** 74ページの子育て世帯の臨時特別給付金ですが、給付金で多分、対象世帯数ある程度見越して予算立てされると思いますけども、これだけ減額になっていきますので、どのような経緯があつてこの減額がなっているのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。お答えいたします。これにつきましては、制度発足時点での対象者数よりも、やや多めに予算を計上しておいたところでありまして、実績としましては対象者の分については、きちんと支給はできているという状況です。ただ、そもそもの算定基礎をちょっと大きめに見込んでおいたために精算によりこれだけ落としたという状況であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** そしたら、申請ができなくてもらえなかったとか、そういうわけじゃなくて、今言われた多めに予算立てにしとっての最終的にこれだけ減額ということでもいいんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。担当係の方にはそのように確認をしております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第2号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第15回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第15回））」は、承認することに決定をいたしました。

(15:05)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(15:06)

(…休憩…)

(15:15)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 承認第3号

**議** **長** 次に、日程第7、承認第3号「専決処分の承認（令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** **長** 承認第3号「専決処分の承認（令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」について、提案理由をご説明いたします。

令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,615万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,892万3,000円としたものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては国民健康保険税及び県支出金の減額、歳出においては保険給付費の減額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いて説明をいたします。歳出から説明いたしますので、予算書16ページ、17ページをお開きください。

1款総務費につきましては、交付額等の決定により財源区分を調整するものであります。予算額自体の増減はございません。18ページ、19ページをお開きください。

2款保険給付費における1項療養諸費から4項出産育児諸費につきましては、令和3年度保険給付費の実績見込み額によりまして、説明欄記載のとおりそれぞれ減額補正をしたものであります。20ページ、21ページをお開きください。

6項傷病手当金につきましては、財源区分を調整するものでありまして、

額の増減はございません。22ページ、23ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県からの交付額の決定によりまして財源区分を調整するものがあります。額の増減はございません。24ページ、25ページをお開きください。

5款保健事業費、1項保健事業費及び2項特定健康診査等事業費につきましては、実績見込みによりまして減額補正したものであります。次のページをお開きください。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、実績見込みによりまして減額補正したものであります。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。

次に歳入を説明いたします。予算書6ページ、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込み額に基づき補正したものであります。次のページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目災害等臨時特例補助金につきましては、国からの交付決定により補正をしたものであります。次のページをお開きください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付額決定により補正をしたものであります。次のページをお開きください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、2節助産費等繰入金は歳出の2款保険給付費で説明いたしました出産育児一時金の減額に伴いまして一般会計からの繰入れ負担分を減額補正したものであります。

3節職員給与費等繰入金は、繰入れ対象となる事業費の確定見込みによりまして一般会計負担分を減額補正したものであります。次のページをお開きください。

8款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金は実績見込みによる減額補正、3項2目一般被保険者第三者納付金は実績見込みによる増額補正でありま

す。以上で説明を終わります。

**議** 長 これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** 9 ページですけども、これは歳入になりますが、災害臨時特例補助金というものが計上されております。これは補正前の額が1,000円ですから、形式的に計上なされていたものがこの補正によって具体化されたものと思われませんが、この災害っていうものは何なんですか。何の災害に対して補助金が出されたのかというのをお聞きします。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。ご質問にお答えいたします。今回ここで記載しております災害につきましては、具体的には新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入減、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯、これに対しての減免措置分ということになります。具体的には7世帯、被保険者数としては21人が対象となっております。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** 長 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第3号「専決処分の承認（令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。



「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分の承認（令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

(15:24)

#### 日程第8 承認第4号

**議** 長 次に、日程第8、承認第4号「専決処分の承認（令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** 長 承認第4号「専決処分の承認（令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,636万7,000円としたものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては後期高齢者医療保険料の減額、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いて説明をいたします。歳入からご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料につきましては、保険料収入見込み額がほぼ確定しましたので、それにより補正したものであります。

次に、歳出の方を説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入 1 款後期高齢者医療保険料で説明いたしました保険料の収入見込み額、こちらが減額見込みとなりましたので、併せまして、納付金額につきましても減額補正したものであります。以上でご説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。よろしいですね。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第 4 号「専決処分の承認（令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号「専決処分の承認（令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回））」

は、承認することに決定をいたしました。

( 1 5 : 2 8 )

## 日程第 9 承認第 5 号

**議 長** 次に、日程第 9、承認第 5 号「専決処分の承認（令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第 5 号「専決処分の承認（令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る 3 月 31 日付けで、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 649 万 5, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 6, 355 万 3, 000 円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 長寿支援課長。

**長寿支援課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。歳出から説明いたしますので、予算書の 16 ページ、17 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費につきましては、県補助金等により財源区分の調整の必要性が生じたため、この部分を調整したものであり、額の増減はございません。次のページ、18 ページ、19 ページをお開きください。

2 款保険給付費における 1 項 1 目介護サービス等諸費、2 目介護予防サービス等諸費、4 目高額介護サービス等費、5 目高額医療合算介護サービス等

費、6目特定入所者介護サービス等費につきましては、令和3年度の保険給付費の支出額がほぼ固まりましたので、説明欄記載のとおり給付費をそれぞれ減額補正をしたものであります。次のページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、包括支援センター職員の時間外勤務手当不足分を増額補正したものであります。

同じく2目包括的支援事業・任意事業費及び2項1目保健福祉事業費につきましては、国・県等の交付額の見込みによりまして財源区分の調整を行ったものであり、事業費の増減はございません。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより増額補正をしたものであります。

次に歳入をご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料につきましては、収入額がほぼ固まりましたので、減額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金、2目地域支援事業交付金、3目保険者機能強化推進交付金、5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、交付金額の決定に伴い、それぞれを増額及び減額補正をしたものであります。次のページ、10ページ、11ページをお開きください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金につきましては、交付金額の決定に伴い、減額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、交付金額の決定に伴う減額補正であります。

同じく2項1目地域支援事業交付金、2目介護保険低所得者対策事業費補助金につきましても、交付額の決定に伴い、減額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

一般会計からの繰入金であります8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金及び2目地域支援事業繰入金につきましては、それぞれの令和3年度の額がほぼ確定したことにより、1目は減額補正、2目は増額補正をしたものであ

ります。

同じく、3目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、交付金額の決定に伴う減額補正であります。

2項1目介護給付費基金繰入金は、介護保険の財政におきまして、基金を取り崩し、財源を確保する必要性が生じなかったため、減額補正を行ったものであります。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第5号「専決処分の承認（令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分の承認（令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定いたしました。

( 1 5 : 3 6 )

## 日程第10 承認第6号

**議 長** 次に、日程第10、承認第6号「専決処分の承認（令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第6号「専決処分の承認（令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和3年度川棚町観光施設事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,271万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億2,577万9,000円にしたものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、補正の内容についてご説明をいたします。事項別明細書で説明をいたしますので、11ページ、12ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

1款観光施設事業費、1項1目管理費の説明欄の2番の国民宿舎管理費1,160万円の減額につきましては、17節備品購入費及び20節貸付金に係るものであります。17節の備品購入費につきましては、空気清浄機を当初37台購入予定でありましたが、長崎県の事業であります長崎県宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金で対応できましたので、160万円を減額するものであります。また、20節貸付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大で休館を余儀なくされ、宿泊客が減少したことによる指定管理者への運営資金の手立てといたしまして貸し付けるものであります。令和3年度の貸付け実績により1,000万円を減額したものであ

ります。

次に2目改良費の説明欄の2国民宿舎改良費の41万円の減額につきましては、10節需用費及び14節工事請負費に係るものであります。10節需用費、修繕料になりますけども、18万円の減額で、落札減による執行残であります。また、14節工事請負費につきましては、23万円の減額であり、これも落札減による執行残であります。

3大崎温泉改良費の70万円の減額につきましては、14節工事請負費に係るものであり、落札減による執行残であります。

続きまして、歳入を説明しますので、9ページ、10ページをお開きください。

2款諸収入、1項貸付金収入、1目指定管理者貸付金収入の説明欄の1川棚町大崎保養・宿泊施設運転資金貸付元金につきましては、実際の借入れが2,000万円でありましたので、1,000万円の減額としております。続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

1款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳出で説明いたしました1,271万円の減額に加え、川棚町大崎保養・宿泊施設運転資金貸付元金1,000万円を減額したことから、一般会計から繰入金を271万円を減額するものであります。続きまして、3ページをお開きください。

第2表繰越明許費であります。事業名の欄の大崎温泉改良費と国民宿舎改良費の2事業を繰り越したもので、繰越総額は544万5,000円であります。なお、繰り越した事業の内容につきましては、明日の本会議の場で繰越計算書の報告においてご説明をさせていただきます。以上が専決処分を行いました令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回）の内容であります。説明を終わります。

**議**            **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第6号「専決処分の承認（令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」は、承認することに決定をいたしました。

(15:44)

## 日程第11 承認第7号

議 長 次に、日程第11、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、3月国会において可決・成立し、3月31日付けでそれぞれ公布をされたところであります。この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例等の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律等が原則、令和4年4月1日から施行されることと



なり、議会の招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正をしたところであります。そこで、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、このあと税務課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

**議 長** 税務課長。

**税 務 課 長** それではご説明いたします。

今回の条例改正は、条例本体の改正と、令和3年3月に行われました税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、第1条から第2条までの2条建ての改正となっております。

なお、この改正内容につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりました、引用条文及び文言の見直しなど、その準則に沿って今回の一部改正の専決処分をさせていただいております。

それでは、改正内容につきまして、本日配布いたしました資料「川棚町税条例等の改正概要」、それから議案書の中の「新旧対照表」、これに沿ってご説明をいたします。

まず、第1条による改正でございます。新旧対照表は1ページをご覧ください。資料は左端、項番1をご覧ください。第18条の4第1項の改正は、法律の改正に合わせて納税証明書の交付手数料の見直しを行っております。証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でありまして、証明書に住所に代わる事項の記載をしたものにも交付手数料を納付しなければならないとするものでございます。これは今お配りしております改正概要の資料の一番上のところですね、丸のところに少し記載をしておりますけれども、証明書等を通じてDV被害者等の住所が漏れる可能性がございます。ので、DV被害者の支援の観点から、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は当該住所に代わる事項の記載や削除するなど、必要な措置が可能であることが、法令上、明確になったものでございます。

次に項番2、新旧対照表は1ページから2ページになります。第33条第4項及び第6項の改正は、法律の改正に合わせて上場株式等に係る配当所得

等について、課税方式を所得税と一致させるなど、所要の措置を講じることとなったもので、総合課税又は分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用する改正を行ったものでございます。

続いて項番 3、新旧対照表は 2 ページから 3 ページになります。34 条の 7 第 1 項第 1 号の改正でございます。平成 20 年の新公益法人制度において、地方税法上経過措置がとられていた民法法人について、一定期間が経過しまして、その経過措置が終了したことにより寄附金税額控除の対象法人から削除したものでございます。

続いて項番 4、新旧対照表は 3 ページから 4 ページになります。第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項の改正は、配当割額又は株式譲渡所得割の控除について、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うことになったものでございます。

資料は 2 ページになります。項番 5 から項番 6。新旧対照表は 4 ページから 5 ページになります。第 36 条の 2 第 1 項の改正は、法律の改正に合わせて公的年金等受給者の住民税申告義務に係る配偶者特別控除額の規定の整備を行っております。

また、同条第 2 項は省令改正に合わせて引用条文の項ずれの改正を行っております。

続いて項番 7、第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項の改正は、法律の改正に合わせて「付記」という文言の見直しを行っております。

項番 8、新旧対照表は 5 ページから 6 ページ、第 36 条の 3 の 2 第 1 項の改正は、法律の改正に合わせて給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する改正を行っております。

項番 9、新旧対象表は 6 ページから 7 ページになります。第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正は、法律の改正に合わせて公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び 16 歳超の扶養親族を有する者について、提出義務を追加し、記載事項に一定の配偶者の氏名を追加する改正を行っております。

項番 10、新旧対照表は同じく 7 ページ、第 48 条第 9 項及び第 15 項の改正は、法律の改正に合わせて法人の町民税の申告納付に係る条文の項ずれ

の改正を行っております。これにより、地方税関係手続用電子情報処理組織での提出を義務付けられた法人、いわゆる e L T A X での提出を義務付けられた法人は、磁気テープで提出する方法を除外するというものでございます。

項番 1 1 から項番 1 2、新旧対照表は 8 ページ、第 7 3 条の 2 及び第 7 3 条の 3 の改正は、法律の改正に合わせて固定資産税台帳の閲覧及び記載事項の証明について、先ほど項番 1 でもご説明したとおり、DV 被害者等の支援の観点から、地方税法上、閲覧や証明書を発行しなければならないとき、当該住所に代わる事項を記載するなどの措置が可能であることが、法令上、明確になったものであります。

項番 1 3、新旧対照表は同じく 8 ページ、附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、法律の改正に合わせて住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を 4 年延長し、令和 3 年までから令和 7 年までの入居者を対象とする改正を行ったものでございます。

項番 1 4、新旧対象は 9 ページから 1 1 ページ、附則第 1 0 条の 2 の改正は、法律の改正に合わせて固定資産税等の課税標準の特例について、引用条文の項ずれ改正を行ったもので、改正後の 2 5 項については新設であります。これは貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例であります。その割合を参酌標準の 4 分の 3 と定めたものでございます。

項番 1 5、新旧対照表は 1 1 ページから 1 2 ページ、附則第 1 0 条の 3 の改正でございます。これは法律の改正に合わせて条文に「等」をですね、を加えたものでございます。これはいわゆる省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正となっております。

項番 1 6、新旧対照表は 1 2 ページ、附則第 1 2 条の改正は、法律の改正に合わせて令和 4 年度に限り負担調整措置により商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の 5 パーセントから 2. 5 パーセントに改正を行うものでございます。

項番 1 7、新旧対照表は 1 3 ページ、附則第 1 6 条の 3 第 2 項の改正は、先ほど項番 2 で説明したとおり、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、申告分離課税を所得税の適用がある場合に限り適用するといった改正を行っております。

項番 18、新旧対照表は 13 ページから 14 ページ、附則第 17 条の 2 第 3 項の改正は、法律の改正に合わせて優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、引用条文の削除に伴う規定の整備を行ったものでございます。

項番 19 から項番 20、新旧対照表は 14 ページから 15 ページ、附則第 20 条の 2 第 4 項及び附則第 20 条の 3 第 4 項の改正は、項番 2 と同じように町民税の課税の特例について、申告方式の選択に係る規定の整備を行ったものでございます。

項番 21、新旧対照表は 16 ページ、附則第 26 条の第 1 項及び第 2 項の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しが行われたことに伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る特例について、規定の整備、削除を行ったものでございます。

次に第 2 条に係る改正ですけれども、資料は 5 ページ、新旧対照表は 17 ページになります。項番 1、法律の改正に合わせて令和 3 年 3 月に行いました税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、条例第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

項番 2、同じく令和 3 年 3 月に行いました改正で、個人の町民税に関する経過措置の部分で非課税の範囲、所得割の非課税の範囲と公的年金等受給者の扶養親族申告書については、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用するという改正を行うものでございます。

なお、ただいま説明いたしましたそれぞれの改正条項に係る施行日につきましては、資料の右側に記載しているとおりでございます。以上で説明を終わります。

**議 長** ここで、会議時間を延長いたします。

( 1 5 : 5 8 )

**議 長** これから質疑を行います。福田議員。

**1 番 福 田** 今日いただいた説明資料なんですが、項番でいきますと表の 1、「住所に代わるもの」という表現があるんですが、これは施行規則で定める事項とありますが、こういったものが考えられているのかお聞きしたいのが 1 点と、それと施行日が 4 月 1 日で専決というのはわかるんですけど、

5年1月1日とか6年1月1日の施行日になっているのは、その直前とかに変える方が担当課としても対応しやすいのかなと思うんですけど、見にくいんじゃないかと思うんですが、そこら辺のやり方は、やっぱり今しないといけないんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 税務課長。

**税 務 課 長** はい。まずこの「住所に代わるもの」でございますけども、この規則で定め、これは法律等の規則によって定めるというふうになっておりまして、これは実際、具体的に今どこの市町村にもどう対応するかということと今検討されている状況でございます。県内でも先週くらいですかね、皆さんどうしていますかというふうなちょっと情報交換をしましてですね、「住所に代わるもの」を削除といった方法もあるんですよ。今のところ「住所に代わるもの」というところを載せない、削除するといった対応をしようかなと検討しているところがちょっとございまして、本町についてもどういった対応をするかということは、まだちょっと検討中ということでございます。これは、施行が令和6年1月1日からということになりますので、それまでにははっきり決めていきたいというふうに思っております。

それから、施行日についてですけども、これはどうしても法律の改正に伴って税条例の改正ということで、国からの準則というのが示されますので、このタイミングでしないともう訳が分からなくなるというか、何かもう毎年税制改正が行われていますので、それに常に乗っておかないと、それに遅れてしまうと独自でまた改正とかいうふうに対応しますとちょっとわかりにくくなりますので、どうしても準則に沿った内容でさせていただきたいと、今までもそうしているというふうな状況でございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

( 1 6 : 0 2 )

## 日程第12 承認第8号

**議**            **長** 次に、日程第12、承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、3月国会において可決・成立し、3月31日付けでそれぞれ公布をされたところであります。この法律等の改正により、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正をしたところであります。そこで、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正いたしました内容につきましてご説明をいたします。

改正の概要でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げとなっております。それでは、新旧対象によりご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項です。基礎課税額を規定しているところでありますが、課税限度額を「63万円」から「65万円」に改正するものであります。

同条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額を規定しているところですが、課税限度額を「19万円」から「20万円」に改正するものであります。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定をしております。第2条の改正に伴いまして、減額後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を改正するものであります。

附則第2項につきましては、規定の整備を行うものであります。

改正文の附則をご覧ください。

附則の第1項は、この条例の施行期日につきまして、令和4年4月1日から施行するとしております。

第2項は適用区分としまして、「令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」としております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(16:07)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(16:07)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 \_\_\_\_\_ 村井達己

会議録署名議員 \_\_\_\_\_ 毛利喜信

会議録署名議員 \_\_\_\_\_ 初手安幸